

衆議院 第四百十回国会

行政改革に関する特別委員会議録 第三号

平成九年五月六日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

委員 自見庄三郎君

委員 谷津 義男君

委員 鹿野 道彦君

委員 枝野 幸男君

委員 赤城 徳彦君

委員 大原 一三君

委員 熊代 昭彦君

委員 谷 洋一君

委員 中山 利生君

委員 船田 元君

委員 山本 公一君

委員 石田幸四郎君

委員 倉田 栄喜君

委員 鈴木 淑夫君

委員 永井 英慈君

委員 増田 敏男君

委員 池田 元久君

委員 木島日出夫君

委員 前田 武志君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

大蔵大臣 三塚 博君

國務大臣 (内閣官房長官) 梶山 静六君

國務大臣 (総務庁長官) 武蔵 嘉文君

出席政府委員

内閣審議官 島中誠二郎君

内閣審議官 白須 光美君

総務庁長官官房 審議官 西村 正紀君

総務庁行政管理 局長 陶山 皓君

北海道開発庁総務監理官 松川 隆志君

防衛庁防衛局長 秋山 昌廣君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

外務省総合外交政策局長 川島 裕君

外務省北米局長 折田 正樹君

大蔵大臣官房金融検査部長 中川 隆進君

大蔵大臣官房総務審議官 武蔵 敏郎君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省証券局長 長野 應士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保険部長 福田 誠君

大蔵省国際金融局長 榎原 英資君

証券取引等監視委員会事務局長 若林 勝三君

農林水産省政務次官 保利 耕輔君

農林水産省経済局長 熊澤 英昭君

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

建設省建設経済局長 小鷺 茂君

自治省行政局長 松本 英昭君

自治省行政局選挙部長 牧之内隆久君

委員外の出席者

参事 (日本銀行理事) 本間 忠世君

特別委員会第三調査室長 田中 達郎君

委員の異動

四月二十五日

辞任

石垣 一夫君

五月六日

辞任

大原 一三君

同日

北村 哲男君

同日

戸井田 徹君

鈴木 淑夫君

池田 元久君

補欠選任

倉田 栄喜君

補欠選任

戸井田 徹君

鈴木 淑夫君

池田 元久君

補欠選任

大原 一三君

宮本 一三君

北村 哲男君

四月二十五日

地方分権推進に関する陳情書外十一件(広島県高田郡高宮町大字佐々部九八三の二高宮町議会内増田静樹外十一名)(第二六一号)

国民年金・社会保険行政における地方事務官制の廃止と地方移管に関する陳情書外十三件(栃木県栃木市入舟町七の二六栃木市議会内斎藤榮雄外十三名)(第二六二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

金融監督庁設置法案(内閣提出第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六七号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柳沢伯夫君。

○柳沢委員 いよいよ金融監督庁設置法関係の二法案の審議が連休明け早々から始まりました。

これは、考えてみますと、世間でもよく言われておりますように、橋本行革の中の行政組織改革のいわばはしりとしての位置づけにされているところでございます。そういう意味で、この法案の帰趨あるいはこの役所ができた場合の制度の運用には、多大な国民的関心も当然寄せられておるといふ状況かというふうに思います。

そういうようなことで、大変恐縮でございますけれども、総理までも煩わせまして、以下この法案の概略につきまして、基本的なところにつきまして御質問させていただきたい、このように思う次第でございます。

まず冒頭、今回の金融監督庁の設置は、現行の金融監督行政あるいは金融行政システムといったようなものにつきまして、どこに一体問題があったと認識されたか、さらに、その問題をどのよう

にこの新しい制度によって解決しようとしておられるか、この点につきまして、改めてここで明らかにしていただきたい。総理にお願い申し上げます。

○橋本内閣総理大臣 あるいは私が承知する以前からそうした検討というものは大蔵省内においてなされていたのかもしれませんが、ちょうど平成三年の春、まだ湾岸戦争が終結する前であったと思いますが、そのころから大蔵省の内部におきまして、国際金融、銀行、証券、この三局を通じた組織の改革というものが議論をされておったことを私は記憶いたしております。

そして、その時点におきまして考えられており

ましたものは、従来の業態間の垣根がだんだん低くなるにつれて現行の制度は実態に合わなくなるのではないか、まさに企画の部分と検査あるいは監督の部分とをどう整理していけばいいのかが、そしてその中に、国際金融局及び当時の記憶では財務官室の機能というものをどう組み合わせればいいのか、そのような議論が真剣になされておりました。

ところが、それから間もなく証券・金融不祥事が発生いたしました。そうした悠長な検討を許す状況ではなくなりまして、その結果として、御承知のように、証券取引等監視委員会が生まれてきたわけでありまして。

ところが、その後におきまして、我が国の金融機関の抱える不良資産というのが非常に問題になってくる。そして、その不良資産の処理をいかにしていくかという中から大変さまざまな角度の論議が出てまいりました。特に、昨年、象徴的に突破口としてとらえた住専の問題、これを初めてとする金融機関の不良債権問題というのが、まさに国民各層から金融行政に対して極めて厳しい御批判を生むことになりました。

そして、従来の護送船団方式と言われる行政のあり方、これは確かに一時期非常に有効な手法であったことを私は認めております。その上で、それが現実十分にワークしているのか、あるいはそれが温床となつてこうした問題を生んだのではないか、こうした極めて厳しい御批判を浴びる局面となり、激動する時代の変化に的確に対応しながら、国民に信頼される金融行政というものをもう一度確立し直す必要性に迫られる、そうした状態になりました。

このような視点の中から金融行政のあり方を抜本的に見直しながら、デリバティブ等業態間にまたがる金融サービスの出現でありますとか、あるいは金融市場のグローバル化、こうした新たな課題に的確に対応できるように、そして自己責任原則を徹底することともに、市場規律の十分な発揮を基軸とする透明かつ公正な行政を行つてい

くことが極めて必要と改めて認識をしております。

今回の金融行政機構改革は、民間金融機関などに対する検査監督という執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担い、企画立案という政策面の機能を大蔵省が担担する、こうした仕組みをとっておりまして、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するもの、そのように思い、御審議をお願い申し上げている次第であります。

○柳沢委員 今総理から、この法案提出に至るまでのいわば長い道のりのお話を、大変行き渡った御説明として承りました。私もそのとおりだと思

います。昨今、金融が大変グローバル化している、あるいはユニバーサル化しているという流れの中で、どの国でも実は金融監督のあり方というのが動揺しているというのか、どこに一番ベストの解答があるかということで、実は模索が重ねられていくということでございます。

と同時に、我が国では最近一番厳しい形で金融機関の不良資産問題というのが、住専問題を一番の典型としてこれが噴き出しました。これに対して、国民の側からは金融監督行政がこれでいいかという疑問が厳しく投げかけられて、そのい

わば答えとして、今日こういう議論になつておるといふことであるわけでございます。実はこの問題につきましては、党内に、これは総理よく御存じのとおりでございますが、私もその末席に加えていただいたのですが、議論をさせて

いただいた機会がございました。このときは、二つの主張がある意味で非常に強く対立したと言つてよろしかろうと思つております。一つは、今回、橋本行革で我々はこれから大いに行政組織の改革をしていくわけですが、今総理のお言葉にもありましたように、中央官庁の仕事というのは、これは議院内閣制の必然的な結果であるの

法律なりをそのとおり、言われたとおり実施していく執行の業務とが混然一体になつていくわけ

でございます。これを、やはり企画立案と執行業務は分離しないと、これからの日本の行政改革、行政組織改革、行政組織のスリム化、肥大化をとめる、あるいは強大に過ぎる、あるいは裁量が行き過ぎてい

る、こういうようなことをルール化していこうもつと透明なルールに基づいた行政にしていこう

というときには、これは企画と立案とを執行から分離した方がいいじゃないか、これが一つの切り口になつていくことは、総理に恐れ多くこんなことは言うまでもないことであるわけでは

ない。それで、なぜこの二つが融合すると肥大化するというダイナミックスが生まれてくるかといえ

ば、これは非常に簡単に、仕事をつくり出す人と仕事をやる人が一緒の人になつてしまつたら、し

かも、それは仕事をやりたい人、性格的にやりた

います。それからもう一つ、強大化するという面についてどういふことがあるかという、現在の行政庁

というのは裁量権がすごい多いわけなんです。極論すると、本当はこれはやめてはならぬことだと我々

学生時代に教わつたのですが、行政は、実施法がなければ、行政作用法というものがなければ行政

権限というのは執行できないのだというふうになつていくはずなんです。実は現実にはそう

なつていない。設置法だけで、つまり、こういう問題を所掌しますよということだけで、問題が起るとそれに

対処してしまふ。実施法は何もない。予算措置だ

などという言葉もあるくらいで、予算だけで対処してしまふ、そういうこともあるわけではござい

りなんなりが出るかということに対して、それをおもんばかり余り検査の結果までゆがめてしまふ、こういうことが現実にあつたというふうにも取りざたされたこともあるわけだ。

例えば兵銀のケースでいいますと、兵銀の最後の中間報告が中間決算の数字では、不良債権は六百九億円という段階がございました。それが現実の破綻した後幾らになったかといへば、もう御案内のようにほぼ一兆五千億になった。六百九億円とか多く見積もっても千億台の話が、十倍にもこの場合には二十五倍ですけども、そんなにま

これはいろいろ、現実にはランニングコンサーンとしてやっている場合と現実に破綻をした場合とは、それは違ふでしょう。しかし、それにしても、この検査の結果と実態というものには違ひが多過ぎはしないか、こういう議論であります。太平洋銀行の場合も、二百五十六億円が二千六百五十億円に破綻後になった、こういうことです。

これは監督のことをおもんばかつて、もし本当の検査結果をストレートに上げてしまつたら物すごい厳しい監督の命令を出さざるを得ないのじゃないか、もう少しこれを何とかそれ以外の方法で生かせられないかというように、いわば検査の結果というものがやや監督をおもんばかつてゆがめられたことはありはしないか、こういうことでございす。そういうようなことで問題が先送りされて、だんだんだんだん問題が大きくなつていつてしまったというプロセスはなかつたかということとを私どもは大いに議論をさせていただきま

しかし、結論としては、検査はやはり監督の手段である、検査と監督とは一体であるべきである、そしてまた、先ほど冒頭言つた、今度の橋本行の行政組織に加えるメス、それは企画立案と執行とを分けるという原則なんだからこの原則を適用しようじゃないか、そういうふうな結論になつたということで、現実には今日の法案もそのラインで出されているわけでございます。

しかし、それにしても、この党内の議論を、これから大蔵大臣、また総務庁長官あるいは官房長官といった方々が運用をされるわけですから、これはやはり我々の議論をこれからの運用において生かしていただきたいということをお願いをさせていただきます。私には申さずしていただきたいというふうに思うのでございす。

それはどういふことかと申すと、まず第一に、とにかく執行部門が新しく仕事をつくり出すというふうなことは、断じてこれは避けなければいけない。仕事をつくるのはあくまでも企画立案、もつと言つたら政治です。政治以外には、執行が仕事を新しくつくり出すなどということは、金輪際これはやつてはならないことである。

それからもう一つは、ルールであります。執行部門が大きな裁量を持つときにははるかなことはない。やはりもつと細かに、執行は本当に企画立案部門が決めたルールをただ適用するのみ、それを忠実に適用する。そういうことに専念していただきたいと我々は思うのでございす。

そういうことを考えますと、現今、金融界は信用リスク—信用リスクにつきましては、これは資産の分類というものが一番大事なんです、資産の分類も、大蔵省の資産の分類もあれば会計検査院の資産の分類もまた公表されているというふうなことでございすけれども、この不良資産の分類というふうなものについても、やはり共通のしつかりしたものをもう一回定め直していただく必要があるんじゃないか、こう思ひます。

それからもう一つ、これまでの金融機関と違つて、信用リスクのほかに、大きな市場商品を買っている、いわゆるデリバティブでございす、そういう市場リスクという問題もございまして、この市場リスクの評価を一体どういふふうにしていくかという大きな問題がございす。これについては、BISでもお手上げ、BISも共通の世界のルールはつくれません、それぞれのところでお願ひしますというのが現在段階でございす、が、こうしたことについてもやはりしつかりした

ルールを企画立案部門で決めていただいて、それを忠実に執行するという体制をぜひとっていただきたい。それから、早期は正措置も同様でございす。

要すれば、我々、お医者さんにかかる場合、検査に回されるわけですが、検査医というのは、正しく検査をして、検査の結果を上げるというのが、正であつて、処方せんを書く診断のお医者さんがどういふふう思うだろうかなどということとを考えた検査の結果を適当にしようかということとは許されないわけがございまして、検査は検査だ。したがって、私申し上げたいのは、できれば監督と検査を内部的にもある種緊張関係を持ったような組織立てにできないだろうかということはいまだに思つておる次第でございす。

それから最後に、非常に金融は専門的になつておりますから、特に新しいデリバティブ、BIS、国際決済銀行でも共通のルールを定めることは難しいというふうなことで手を上げていようという問題に切り込んでいかなければならないというので、これから金融監督行政でございすので、十分に専門知識の蓄積に努めていただきたい。以上でございす。これは要望でございすので、御答弁は結構でございす。

それから、二番目の質問は、金融監督庁による監督の業務と日本銀行による審査業務との関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。この関係をどうのようにお考えでしょうか、大蔵大臣、お願ひします。

○武蔵政府委員　まず、民間金融機関等に対しては審査でございすけれども、これは、政府が、経済や国民生活に重大な悪影響を及ぼすことのないように、預金者保護、信用秩序の維持等を図ることを目的といたしまして、法律に基づいて行政権限を行使するという性格のものと考えております。

これに對しまして日本銀行の審査は、御承知のとおり、あくまでも取引先金融機関との契約に基づいて行われるものでございまして、例えば対象

も日銀との取引のある金融機関に限定されるのか、いろいろな性格の相違に基づく現実の取り扱いの相違がございす。

そういうことで、この日本銀行の審査と行政の検査というものは基本的に違ふものというふうに考えております。

○柳沢委員　質的な、定性的な分析をすれば、今武蔵審議官がおっしゃられたとおりでございす。私も完全に同意をいたすわけですが、

ところが、民間の声を聞くと、全銀協の会長、橋本さんも、ぜひ審査と検査は一緒にやってくれないかということをお願いされております。私は新聞記事でしか読んでおりませんが、しかし、そういう公式発言以外にも、ぜひ一緒にやってもらいたい、次から次へ同じようなことを検査しに來られたのでは民間の対応も二重になつて大変なんです、すよという、ごく現実的な要望なのですけれども、それが一つあります。

それからもう一つは、要員の問題です。先ほど私ちも一つと触れましたように、これからの金融検査というのは、これまでのように信用リスクの面だけ見ていけばいいという検査ではありませぬ。これまでは検査に行つたつて、資産だけ見ていけばいいんです。資産を見て、そして資産の健全性が負債に見合つているかどうかということだけに集中してこれを検査していればよかつた。

ところが、恐らくこれからの金融機関を考えると、場合には、デリバティブというか、利きやを稼ぐような金融活動以外に市場商品を大きく扱つて、そこから利益を得なければだんだんとだんだん日本の銀行は、総体としてアメリカ等に今劣後しているわけですが、その原因はそこにあるわけですね。市場商品を、すべてとは言ひませぬ、トップランクで頑張っている日本の銀行もいますが、総じて言えば、日本の金融機関というのはその辺に弱い。

というふうなことで、これからそこを強くしてもらうということも今回の行政改革の目的なので

すけれども、そういうことを考えたときに、検査の要員というのは本当に十分なんだろうか。これは、だれが考えても十分とは言えない。これは一般的に、今行政改革の中におりますから、今ここで人数をふやしてくれと言ふのはなかなか難しいでしょうけれども、アメリカの場合には、関係大臣御承知のとおり、何千人という単位でございませぬ。

我々はそのエピソードも聞きました。新しい商品やサービスを金融機関は出しますから、マンツーマンで張りついて、そして新しい商品がある機関が出したといったら、あれはどういう商品ですかというのをその場で聞かなければ、随分おくれになってしまう。検査の能力が、資格がそもそもなくなってしまうというふうな事態を金融検査の実態として我々は聞かされておるわけでございませぬ。そういうようなことを考えますと、日本銀行の検査の要員と政府が持っている要員を活用しない手はないというふうに私は思うわけでございませぬ。

そこで、また党内議論でどういう議論をしたかというのを申し上げるわけですが、これは内々の議論でございしたけれども、我々は、今度新しくできる金融監督庁に日銀の検査部門を統合しようかと思つたのです。そのぐらい思ひました。それでなければ要員の確保はできないではないか。しかし、それでも不足だ。それからまた、場合によっては公認会計士を部外から、テンポラリーに雇用関係をつくって応援をしてもらう、そういうこともあり得べしだというふうに思つたわけでございませぬ。そういう議論もあつたというところで御紹介をさせていただくわけですが、

それから、時に、日本銀行へ政府の監督行政の部門を統合してしまつたらどうかというふうな議論をする人もいられるように報道あたりで聞くわけでございませぬ。

これは、私は先ほど武蔵審議官の御答弁にも賛成をしたわけでございませぬけれども、日本銀行というのは公権力の主体じゃないのです。つまり、あくまでも契約ベースでいきますから、ユニ

バーサルに彼らの権力というか彼らの検査の対象というものが当然行き渡るといふ性質のものではない。契約があつてこそ初めてそのお取引先に対して検査を申し出るという性格のものでございませぬ。

そこで、日本銀行へこの業務を統合するというのは、これは全く尾っぽが犬を振るみたいな話でありまして、日本銀行自体を廃棄してしまつた行政機関にしてしまつたことならはいざ知らず、日本銀行の立場を今のようなる種特殊法人という立場に置いておく限り、この議論というのは不可能である、私はこのように思つております。

それからもう一つは、先ほどもちよつと申しましたように、今世界は金融が猛烈に動いていますから、それに対する行政のあり方というの物すごく動いているのです。その動いている中で、これに対しての分析というものは学問でもいろいろ行われていくのでございませぬけれども、リスクが大きくなつた。

したがって、今までのように、日銀特融のようなあいつラストラスト、最後のよりどころとして中央銀行が面倒を見るということだけで、金融界が仲間内だけで問題を処理するということはほとんどできないというところへ来ているのです。したがって、むしろ世界の潮流は、政府の監督権こそ強化すべきである。

それはどうしてかという、預金保険機構にしろ何にしろ、最後はやはり財政資金なんですね。したがって、最後は財政資金に面倒を見てもらなければいけないのだから、これは政府の監督権にやはり大きな力を与える以外にはないではないか。巨額な損失が出たときに仲間内だけでどうもそういうことはできないというふうなことになる。政府の監督権の強化であるというふうに見ておるわけでございませぬ。

それからもう一つは、検査の目的でございませぬ。

この検査の目的についても、今までは、預金者保護でございませぬ。これで、一刀流で済んでまいりました。しかし、最近はいよいよと金融の分析も進みまして、やはり金融機関の一番大事なことというものは、預金者というものは、ペイオフされるというふうなことになる。これは余り大きな声では言えないけれども、これは余りかといふとそのウェイトは低くなつてくる。ペイオフで、預金者もある程度覚悟しなければならぬ。すると、金融システムが一番大事な、守らなければならぬコアは何だといふたら、これは決済システムなんだ。決済システムが当てにならなくなつたら資本主義経済が動いていきませぬ、こういうところへ来ました。

さらに私が驚いたのは、こういうこともございしました。フランス銀行に行つたときでございませぬ。フランス銀行で、あなたの方のこの検査の目的は何ですかと聞いたら、何と、これから金利政策を大いにやっています、したがって金融検査でもって各金融機関がどのぐらいの低金利に耐えられるか、どのぐらいの高金利に耐えられるか、いわば金利水準との関係で損益分岐点を探るのが、知つておくのが金融検査の目的です、というふうな述べられました。私は初めてのことでしたからかなり驚いたのでございませぬけれども、どうやらこれも私が驚いたのが遅きに失しているわけで、もう共通の理解ということになつていくようです。

そういうことを考えますと、金利政策との関係で損益分岐点を把握することになると、これも一般に言われていることですが、日本銀行がもしそういうことで検査をするということになりますと、日本銀行はどうしても低金利政策に引つ張られるというのです。低金利政策に引つ張られる。利益相反が起こるのです。

それはどうしてかという、日本銀行だつて、銀行をつぶして自分がラストリゾートとして特融か何かしなければならぬというのは嫌なんです。そういうふうなことで、この新しい金融検査

の目的を考えますと、中央銀行による検査というのは非常に難しい立場に立たされたのです。こういう議論も実はあるわけでございませぬ。

そんなことでございませぬので、私は、今回の我々の案が非常にいいというふうには思つたのでございませぬ。しかしそれにしても、先ほど言つたように、民間の負担のことを考えたり要員のことを考えたりしますと、日本銀行の検査部門と新しい政府の監督行政との連携というものはほとんど密に、余分な負担を民間にかけない、それから要員を、連う組織ではあるけれどもある意味で一体的に見て、そしてこの限られた要員をいづつばい効率的に使つていく、こういう考え方がなければならぬのではないかと、このように思つた次第でございませぬ。

あと、質問を用意させていただいて事前に御通告もいたしているわけでございませぬけれども、次の関連質問の方もございませぬので、最後に、金融と財政の分離論というのについて触れさせていただきます。このように思ひます。

これは、総理、ちよつと御不快のようでございませぬので、どなたでも結構ですが、大蔵大臣、金融と財政の分離論というものがございませぬので、これについてどのようにお考えになつていらっしゃるか、改めて御答弁をいただければと思ひます。

○三塚国務大臣 かねがねの課題でございませぬ。与党三党の一年間の検討の結果の提言の中にも、このあり方を十二分に検討して進めるべきだ、というふうなことであります。既に、橋本首相が会長の行政改革会議の中でも、本件の問題については、どうすべきかというところの中で、思い切つた行政改革を視点に御審議をいただいておりますと聞いておるところであります。九兆と一兆とも言われる昨今の審議の中身でございませぬ。

その中で、大くくりでどう進めるかということに私どもは最大の関心を持って見ておるというところでございませぬ。決められたことに忠実に取り組むというのが今日の内閣の姿勢でございませぬ。財

政、金融を担当する大臣としても、そのことには何らの異論がございせん。

そういう中で、財政、金融は、公権力の法律の定めるところによって行う財政。金融も、ただいま御指摘のように、検査の部門も法定によってこれを行う。それは預金者保護であり、金融秩序の維持に通ずるという大目的がございます。そういう点で企画立案の部門と執行の部門とはおのずから違つてまいわけがございしますが、最終的には、大きな目標を達成するという意味で、全体的な調整、調和の中でこれが行われてこそ初めて、財政、金融の安定的な運用というものが期せられるのではないかとこのことでございます。議論の方向を見定めながら対応していくわけがございます。

私は、理想的には車の両輪として、主体性を保ちながら両方相まちまして、先ほど来の、一本化、一体化検査の御指摘もございしましたが、これも国民に対する責任ということであれば、金融システム改革が既に進みつつある昨今でありますから、その方向で行かれるものと御期待を申し上げます。

○柳沢委員 これにつきましても、実は党内でこの金融監督行政を議論するときに大変大きな議論をさせていただきました。私個人も、なかなかこの問題は問題が大きくて、今すぐ結論をどちらにするかということについては思い悩んで議論に参加をしてもらった、こういう次第でございます。

ちなみに、大蔵省の失敗ということが非常に最近マスコミ等でも言われますし、また、我々同僚議員の中でもそういう議論がたゞさん行われていて、私でもございしますが、私は、ざっと考えてみまして、三つぐらい大蔵省の失敗と言われている現象はあるかな、こう思っております。

一つは、やはり日本の金融・資本市場の整備がおくれた。ロンドンそれからニューヨークで、せっかく東京を二十四時間の、時間系列の中では東京に非常に期待するところが世界の金融・資本市場として大きいわけなんです。これは日本が

どうこうというのじゃなくて、日本が置かれていて時間帯がそういう立場を求められているということがあるわけですが、そういうものに十分たえられていないんじゃないか。

むしろ、それよりももうちょっと時間的なずれもあるシンガポールとか、そういうようなところにもそういう機能を頼まなくちゃならなくなつてしまふというのをおかしいじゃないか。これは世界がそういうことを言うに至っているということだ、まことにこの面の立ちおくれというのは問題だというふうに、これは認めざるを得ないと思います。

それから第二番目が、バブルを引き起こしたじゃないか、こういうことでございます。

それから第三番目が、昨今の銀行、証券、保険の破綻あるいは不祥事といったようなもの、その中で公務員の規律、倫理が問われるような事案も散見されるというふうなことで、これが大蔵省に対する不信というところで非常に大きく取り上げられたことだったかなと思うわけでございます。

しかし、私は、この中で金融、財政のあり方の関連で申しますと、やはり一番大きな問題はバブルの問題だった、このように言っているかと思うんです。

バブルがなぜ生まれたかということの中で、私も、日本銀行の当局者、個人的にも知っておる、尊敬する先輩でございまして、それを打ち明けられたことがあるわけです。プラザ合意後の円高不況を克服するのに、もう少し財政と一緒にやってくれたらこんなことにならなかったのに、あのときに財政から完全に拒否をされてしまつて、財政政策の輸出を拒絶されてしまつて、金融だけで頑張らなくちゃならなかった、これがやはりバブルを生んだとおれは思うから、これからの参考にしてくれなどというふうな個人的な話も私自身聞いているわけがございまして。

しかし、これはある意味でそういうことも確かであると思ひます。ただ、もう一つの反面、私は、このバブルを生んだ財政と金融の確執のほかに

にもあるということを忘れてはならないということとを党内で往時に論じさせていたのだ。

それはもういうことかという、日本銀行の金融政策をもつてしても、通常の物価水準は何ら変わらな、安定している。資産価値だけが、資産の価額だけが物すごく高騰してしまつた。これが日本銀行の金融政策の本来に取組むべき対象であらうか、この議論であります。

幾ら日本銀行が、大蔵省が財政政策の輸出を渋つて日本銀行だけがこれに取り組まされたと言つても、もし本場に一方で物価水準がどんどん高騰していったら、恐らくあんな金融緩和政策はやらなかつただらうと思ふんです。なぜやつたのか。それは、一般の物価は極めて安定だった、上がったのは資産価値だけだった、資産価値だけだった。いまだに、この問題について日本銀行は責任を持つ問題なのですかと聞いたら、彼らの中のオビニオンリーダーの本を読んでみても、我々の責任ではありませんと言っているんです。資産価値の上下というのは日本銀行の金融政策の対象ではありません、こういうことをはっきりその著書で書いておられます。

ですから、日本銀行の金融政策を非常に尊重すればあのバブルは起きなかつたのかという、そんなことはないんです。じゃ、どうしたらいいかといつたら、だれも解答を持っていないんです。世の中のことで解答が全部あるなどということ考へるのは本場に愚かだ、いつか私はここである政府委員から言われたことがありますけれども、そのとおりなんです。この問題は解けない。したがって、このバブルの責任は大蔵省が財政政策を渋つたことにある、日本銀行の金融政策に過大な負担を課したことにある、ということだけで今度の金融と財政の関係等について論じたら大きな誤りになるんです。こういうことは言っておかなきゃいけない、こういうことで、私はそのことを非常に強く申したのでございまして。私に結論があるかといつたら、先ほど言つたように結論はありません。

それともう一つ、注意をしなければならぬのは長期資金市場です。これは、私も少しばかりアメリカにおりまして、債券市場をずっと見た。そのことばかりやつた人間なんですけれども、債券の相場、債券の利回りなどというものは、おおよそ中央銀行、連銀の金融政策のらち外ですね。これは、まさに債券の需給関係とそれから人々の持っているインフレに対する期待、インフレ期待というふうな言うのですけれども、それだけで決まっているというのが実情でありまして、中央銀行の金融政策というのは、直接的、間接的といへども多分ほとんど機能しないのです。

だから、金融政策という、長期資金市場も短期資金市場も同じように日本銀行がこれを操作できる、政策展開できるなどというふうなことをみんな考えがちなんですけれども、そうではないのではないかと。すると、どちらの方に長期資本市場の需給関係なんかは大きく影響されるかという、やはり財政政策なんですよ。財政がどれだけ国債を出すかの方にはなるから大きく長期資本市場、長期資金市場は影響されるということは否めません。これをどう考えか。

それから、言うまでもないことですけれども、国際金融市場、国際金融問題というのは、これは非常に財政とかかわりがある分野でございまして。そういうふうに、バブルにおける日本銀行の機能の限界、さらに長期資金市場の問題、さらには国際金融市場の問題、これらのことを考えますときに、本場に今のバブルは、大蔵省が財政政策を大事にし、日銀にすべてを押しつけたからこういうことが起こつた、だからこれらを分離しなければ正しい解答を得られないかというふうなことを私自身考へて、今この問題に皆さんと一緒に取り組もう、こう考へているということを申し上げさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○綿貫委員長 この際、金田英行君から関連質疑の申し出があります。柳沢君の持ち時間の範囲内

においてこれを許します。金田英行君。

○金田(英)委員 自民党の金田英行でございます。柳沢先生の関連質問をさせていただきます。

冒頭、委員長にお願いがございますが、質問の便宜のために資料を用意しておりますので、配付の御許可をいただきたいと思います。

本当にお忙しい中、総理初め四大臣に、まさに内閣の中枢の四大臣に貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

まさに今この行政改革は、百年に一度あるか二百年に一度あるかというような日本の将来の発展を左右する大きな改革であります。どうしてもこ

の改革は我々なし遂げなければならない。そういう重要な時期にかかわっているんだということ、私も、一党員であります。身震いをする上で、私も、一党員であります。

うな緊張と興奮を覚えておるわけでございます

協議しなければならぬではないか、ある意味で見れば、大蔵省が総理府に別家をつくるような話であつて、大蔵省の焼け太りの議論になるじやないかというような御質問もありました。

また二点目として、我々、行政改革の素案をつくるというところでいろいろと検討をしている課題の中に、イギリスのエージェンシーということ、

計画と企画、そして実施という形に分けて、実施部隊についてはエージェンシー化してその効率的な運用を図っていくんだということが構想されて

いるわけなんですけれども、この金融監督庁についても同じような考え方、軌を一にする案だということふうに思っ、賛同しておるわけでございます。

が、この焼け太りではないかというように、ことについて、大蔵省の焼け太りにすぎないのではないかと、このような反論につきまして、主務官庁であ

○梶山国務大臣　主務大臣ではありませんが、実は
 梶山長官の御意見を伺いたいと思います。

その内容をほとんど知らないのが現実でこきいます。

この大蔵 これでは相まかりなぬというところ
がこの問題の、発足のいわば動機であつたわけであ
ります。その中で出された幾つかの案は、いざ

機能、三足のわらじを履いちゃいけないという、その厳然とした思いがそれぞれにあったから、

の金融監督庁をつくることになったわけであり、また、

が、成熟をされた与党の案が出てまいったわけでありまう。今つくっているのは、いわばその限界

う、例えばいいかどうかはわかりませんが、うちを建ててその中にどういう機能と人材を配置するか、これによって、つぎ専員ごきであります。形の

上では皆さん方の要請をされたものができ上がつ

基準監督署だとか職業安定所だとかというのがありますし、林野庁の出先の営林支局というのもございますし、登記所というところもありませんし、財務事務所というのがあるわけでございます。

各省は、全国津々浦々に市町村レベルに至るまで国家公務員を配置して、その業務を執行しているわけでありまして。ですから、地方公共団体は自分たちの市町村域内で行われる行政についてほとんど決定することができない、そういうような内容になっているのが今の行政機構だというふうに思うわけでありまして。

行政需要が一体どこでつくられているか。各市町村が要望しているものがほとんど上がって行政需要が構成されて、それに基づいて予算要求がされている、世間はそう考えておりますが、実際は違います。各省がその行政需要を霞が関でつくっているわけでありまして。昨年の五%増で要求してこいというふうに言いますと、各省の市町村レベルの現場出先から、五%増の予算要求というものがさつと一週間程度上がってくるわけでありまして。そういう形の中で、霞が関がこの国の行政需要をつくり出している。何も市町村の出先機関あるいは住民の皆さん方が行政需要をつくり出しているわけではないというふうな実態になっているわけでありまして。

ですから、市町村が国に陳情に来るときに、何を陳情したらいいかわからないという市町村がたくさんあるわけでありまして。ですから、国の出先に行つて、国に、大蔵省に何を要求しているのかとかというのを聞いて、ああ、それだったらこういう要求を、陳情をやってくださいというふうな形で、市町村長は要求書を地方の出先機関につくってもらつて中央に陳情に来るといのが残念ながら実態でございます。

これからの行政改革を考えていくときに、市町村の行政需要、本当に欲しいものを予算要求させるといふような新しい行政組織をつくるならば、このような全国津々浦々に配置されている国家公

務員というのを新しい市町村の中に組み込まなければならぬのではないかと。ある市町村は林野行政を大切にしたい、ある市町村は社会福祉を大切にしたい、そういう地域ごとの多様な価値に基づいてそれを素直に吸い込んであげれば、本当にそういう予算要求体制をつくらなければ、シーリングというものは絶対なくなる、なくすることができないというふうに私は思っているわけでありまして。

ちなみに、各省の出先、市町村レベルの出先というふうなことで、登記所の例についてお尋ねしたいと思つて、法務省民事局長おられると思うのですが、全国津々浦々に登記所という、国の法務事務官を配置して登記の事務を行っているわけでありまして。

一方、戸籍事務というのがあります、戸籍事務というのもこれまた法務省の仕事であります。出生だとか死亡だとか婚姻だとか離婚だとか、そういう国民の権利義務にかかわる重要なことを市町村に機関委任事務、まだ固有事務になつていませんが、そういう形で法務省の仕事は市町村に機関委任しているわけでありまして。

登記という事務もまた国民の権利義務に重要な影響の及ぶ仕事であることは理解するわけですが、全部法務事務官を、市町村二つ三つぐらいに一つずつですが、配置しているわけでありまして。何と、この登記所に配置されている国家公務員は約一万になんかするわけでありまして、こういうものもやはり市町村に機関委任すべきでないのかと私は思っているわけでありまして。

とにかく、行政改革の中で登記所の統廃合を進めているわけですから、私の選挙区に至つては、統廃合されて、泊まりがけでない登記所には行けないというふうな方に、行政サービスを上する上からも、固定資産税の評価、固定資産税の納付を命じたり、あるいは土地区画調整だとか、そういうことを市町村がやっていると、むしろ市町村の方がその区域内の不動産登記あるいは法人登記については詳しい知識を持っているわけ

であります。

そういう中で、こういった各省の市町村レベルの出先は新しい市町村に組み込むことが絶対必要だといふふうな思つておるわけですが、これは、戸籍業務と比べてどうしても国がみずからやらなければならぬというふうな、この前の行政改革会議に登記事務のエンジニア化を問うたときに、何だ、そんなのは重要な事務だから国みずからやらなければならぬという御回答だったやうであります、その点について、民事局長の御所見を承りたいと思つて、

○濱崎政府委員 お答え申し上げます。

御案内のとおり、法務局におきましては、登記だけではなくて、供託、戸籍、国籍などの民事法務に関する多くの事務、さらには、加えて訟務の事務あるいは人権擁護の事務などを総合的に扱っているわけでございます。

法務局におけるこれらの事務は、大変複雑困難な法的判断を必要とするといふことのほか、その事務量は大変多いわけでございます。ただいま登記のために一万人の職員を配置しているといふ御指摘でございましたが、しかしながら、その陣容におきましても、国民に対する関係で必ずしも十分なサービスができていないという面もございます。そういう中で、その適正なかつ効率的な運営を図るべく、例えば登記事務のコンピュータネットワーク化を推進するなどして、そういう体制のもとで効率的な事務処理に努めているところでございます。

これを市町村に行わせるという御指摘でございますが、そういうことになりまして、現行の体制よりもさらに分散された機構のもとで処理されることになるわけでございます。効率的な運用が果たして可能かどうか。あるいは、そういう業務を遂行するために必要ないろいろな多数の法令がございまして、そういう法令について知識を持つ職員をどのように養成すべきか。さらには、今申しましたコンピュータシステムの推進といふことの関係においてどういふふうに整合性を確

保していくかといったような問題があるといふふうに考えているところでございます。

○金田(英)委員 なかなか納得できないのですが、とにかく行政のスリム化、簡素効率化のためにやるべきことは血を出してもやるという姿勢でなければこの行革は成功いたしません。

この現行と改革という図一の図を見て、今新聞紙上をにぎわしているのは、残念ながら、政府レベルの中央省庁を、二十二ある中央省庁を半減させる、十一程度に縮減する、大きくくりするといふことぐらいであります。しかし、このことにつきましては、例えば民主党の菅党首に至つては、事務次官が二十二人が十一人に減るだけではないのか、そういう改革ではまかりならぬというやうな主張をしていると伺つております。

確かに、事務次官が減ることはそれとてございまして、中央省庁が大きくくりになるということとが縦割り行政の弊害を大幅に除去することになるという絶大な効果をもたらすものでございまして。二十二が十一になれば縦割り行政の弊害は半減するわけでありまして。また、中央省庁を統廃合することによつて、その地方支分部局、親が一掃になったから下も一緒になるといういろいろな効果をもたらすわけでありまして。

確かに、この中央省庁は、国家公務員の配置人数から見ますと、中央省庁にはわずか四%ぐらいの国家公務員しか配置されておられません。その九六%、ほとんどが地方支分部局以下に国家公務員が配置されているわけでありまして。スリムな簡素的な行政改革をしようといふやうなことであれば、この地方支分部局以下の統廃合が是非でも必要になつてまいります。

ですから、新しい都道府県という形で、都道府県レベルの行政については総合的な行政が展開できるやうな、その域内の国家公務員については都道府県に吸収するといふやうな、あるいは市町村レベル内では市町村に統合するといふやうな改革を是非でもこれから鋭意進めていかなくてはならないものではないかと考えている次第であります。

す。

恐縮ですが、図12につきまして、道州図というのがございます。この道州図というのは、衆議院選挙の比例区のプロック割りに若干の手を加えただけの道州図であります。沖縄は九州プロックから独立させて一つの道州とさせていただきます。これは飛び地になっておりますので、東京・南関東地区、東京にも田舎が欲しいだろうというように、東京・南関東プロックというのとでまとめた十一の道州の図でございます。

いろいろな多様な価値に基づいて個性ある地域づくりをこれから展開していくというような場合に、どうしても四十七の都道府県では余りにも猫の額みたいでぐあいが悪いというふうな形で、道州論というのが巷間盛んに言われておるわけでありまして。九州の平松知事は九州府構想ということ掲げておりますし、中山太郎先生は近畿の府県連合構想というのを打ち出しておられます。四十七都道府県では余りにも狭過ぎて、広域行政あるいは交通体系がどうなのかとか、あるいは国の行政の受け皿、権限移譲の受け皿としては余りにも狭過ぎるということが実態であります。どうしても県が中央の受け皿たり得ないというのが実態であります。

また実態面で見ても、各中央省庁は都道府県に、地方に権限移譲することに極めて厳しい抵抗を示しておるわけでありまして。というのは、都道府県というのには残念ながら自治省の出先機関にすぎないではないか、自治省の言いなりになる都道府県だというような考え方があられるわけでありまして。そういったところ、運輸省の権限を都道府県に移す、あるいは農林省の権限を都道府県に移すということは到底難しいのであります。

そういった中で、国の機関としてプロックごとに道州庁をつくる。そしてこの道州庁の長官は、私の考えていけば公選ではなくて官選とする。東京に行かなくても、仙台や広島や福岡に行けばす

べてのことが完結するというような体制をつくらなければならぬ。

しかし、この道州庁をどうやってつくるかというのには次の図13でございまして、既に各省は地方支分部局というのをプロックごとに配置しているわけでありまして、行政監察局だとか法務局だとか財務局だとか通商産業局だとか運輸局だとか地方建設局、営林局、いろいろな各省の出先がプロックごとに配置されているわけでありまして。

こういったものを全部結わえよう、そして総合行政機関にしようというようにすることがどうしても考えられないのかどうか。そうすることによって、総合行政機関としてのプロックの国の機関がで上がる。決して新しくつくるわけではなくて、今あるものを結わえるだけだ。そういった中で道州庁というのが設置されるというふうに思うわけでありまして。決して屋上屋を重ねることにはならないのであります。

この道州庁に結わえることについては各都道府県に異論があるかと思ひます。我々の都道府県に権限を移譲しない、道州庁に全部権限移譲をするというのはいさかいじゃないかという形で、おれに移譲せよという意見が出てくるやもしれません。しかし、現状の中央省庁が権限を移譲するとすれば、都道府県よりも、自分の部下が配置されている道州庁にだっただ安んじて権限を移譲することができるといふようなことになるわけでありまして。

そういったことで、この道州庁の人事あるいはこの道州庁の業務運営については、その道州を構成する都道府県知事が何らかの形で関与できるようにするといふ道も、地方分権を進める上からも何とか考えられるはずだといふふうに思うわけでありまして。

この点につきまして、我々行政改革、地方分権を論ずるときに、国の権限を地方におろすんだ、二層制がいいか三層制がいいかということがとみに党内で議論をされておるところであります。この点についての所見が自治省にありましたら、お

尋ねたいと思ひます。

○松本政府委員 お答え申し上げます。御提案の道州制構想でございますけれども、これは、主として国の行政機関のあり方、そして国の行政機関と中央省庁との権限の配分のあり方の問題と承っております。そういう意味におきましては、住民の選挙で選ばれた議会それから長を持ちます地方制度とは、またこれ別の視点のものかとは思ひます。しかし、今委員御指摘のように、機関の統合等の問題におきまして、あるいはまた国の機関との関係におきまして、地方制度と極めて深い関連を有するものでございまして、それ自体自治制度と両立しないというものではないかと私も思っております。

しかしながら、ただいま委員も御指摘になりましたように、地方分権というものは、やはり公選の議会と長を持ちます自治組織に権限を移譲していくというのが本筋ではなからうかというののも私も率直な感想でございます。

○金田(英)委員 確かに、道州庁、こんな形で現状ある地方支分部局を統合することによって、新しい形の、一歩地方分権に進んだ形の行政機構が展望できるということをお話させていただきましたけれども、中央省庁は勝手に自分の出先をつくっているわけでありまして。自治省には地方の出先がございませぬ。そして厚生省にも地方の出先がございませぬ。しかし、市町村まで細かく配置している役所もまたこれあります。こういった各省でんでんばらばらに出先をつくっている、その考え方を統一的に見直すことが今回の行政改革の中でどうしても取り上げていかなければならない課題の一つではないかというふうに考えております。

御意見はないことにしまして、次の図14について若干御説明申し上げたい、質問申し上げますと思ひます。

これは、北海道の図であります。今中央省庁で地域に特化した役所というのが二つあります。沖縄開発庁と北海道開発庁であります。武藤長官に

おかれましては、就任早々、たびたび行革の答申で統合が叫ばれていた北海道開発庁がまだあるのかと発言した経緯があったかと思ひますが、やはり沖縄と北海道は特別な、特殊な地域でございまして。

沖縄につきましては、まだ復帰間もないということ、特措法等々、また県民所得もまだ本州府県に追いついていないというふうな特殊地域でもあって、特別な地域として配慮していかなければならぬ面も多々あるわけでありまして。また、北海道は北海道というのかというところであります。北海道はあそこまで開発が進んだから、もう本州府県並みでいいのではないかと御意見もあるのも私も承知しております。

そこで、北海道はどうかということでありまして、北海道は余りにも広過ぎるわけでありまして。東北六県と新潟県、あるいはまた九州、四国と山口県というふうな膨大な面積を有しているところでございます。ですから、本州並みになるといふのであれば、あの北海道を何らかの形で本州並みに分県していただかなければ、本州並みになるわけにはいかぬぞというのが私の意見であります。

そういった中で、北海道議会が開かれるというふうなことになりますと、北海道議会議員は、函館空港から、女満別空港から、稚内空港からあるいは帯広空港からという形で、議会のために札幌に集まるわけでありまして。この県で、県庁所在地に行くのに飛行機で行くという県があるのですか。まさにこの北海道が蝦夷でなく本州府県並みになるためには、どうしても同郷意識を持てる一つの文化圏といふものにつくりかえなければなりません。

明治時代に、北海道が三県に分かれていたときがありました。この図は、道央県、これは札幌に県庁所在地を置く、小選挙区でいえば一区から五区までと九区であります。そして道南県、これは函館に県庁所在地を置く、北海道小選挙区は八区が該当するわけでありまして。道北県といふのは、

旭川を県庁所在地とし、小選挙区は六、七そして十区でございます。道東県は、第十一から十三までの小選挙区であります。

こんな形で分けますと、道央県は約三百万人、道北県は百二十万人、道南県は五十三万人、道東県は百万人、面積においても人口においても内地府県に匹敵する、見劣りのしない県が誕生するわけであります。特別扱いにしない、それは、ただ単に北海道開発庁をなくすれば特別扱いにならないということにはならないわけであります。

ちなみに、自治省にお尋ねしますけれども、北海道をこのように四つの県に分けたとしまして、平成七年の国勢調査において、各県それぞれの衆参議員数の増減について計算したものとありますが、それについての御回答をいただきたいというふうに思います。

○牧之内政府委員 仮に、北海道を四つの県にお話のありましたような線引きで分ける、分県をするということが仮定をされました場合に、現行の衆議院の小選挙区定数三百を前提にいたしまして、また各県一人均等配分ということを前提にいたしまして試算をいたしますと、道央県は七、道北県は三、道南県は二、道東県は三、全体で十五となるわけでございます。同じように参議院の小選挙区選挙について試算をいたしますと、道央県は四、道北県が二、道南県二、道東県二となるところでございます。

○金田(英)委員 このように分県しますと、たゞいま自治省の選挙部長からお話がありましたとおり、衆議院議員では、現在の十三の小選挙区が、各県別に今ありましたけれども、十五の小選挙区に二つふえるわけであります。参議院議員に至っては、現在の四人の定数が何と十人に増加するわけであります。決して総数をふやしての話でなくて、全道的にそういう形になる。

北海道は全国ただ一つ道州制をとっている地域でございます。府県並みになれということについてそれなりの御理解と、その特殊事情について御理解いただけるのであれば、この行政改革について

て一生懸命に取り組むことについてはやぶさかではありませぬけれども、決してそんな、府県と同じになれという単純なものではないぞというようなことで所見の一端をお話しさせていただいた次第であります。

ちなみに、道州制がいかに都道府県体制がいかにという議論が、これからの行政改革を論ずるときにいろいろ出てくるはずであります。県という単位はどうしても必要な単位なんだ、戦国時代からその文化、例えば会津精神とか葉隠魂とか津軽弁とか栃木弁とか、一つの共通の生活の母体として破壊することのできないような単位になっているのではないだろうか、いろいろな説がございます。

県を廃止して道州庁をつくれればそれでいいんだという議論があると思いますが、私は、今までの日本の歴史とその文化形成、その地域地域の文化形成、そして郷土意識、住んでいる人たちの意識というものを考えてみると、県という単位は、古来ずっと伝統のあるもので、どうしても破壊できない、そういう単位であるということに思いたしたものであります。そういった県が廃止できないのであれば、ただひとり北海道が道州制をとっていることについて、いろいろな改革の灯が当てられてしかるべきだというふうに思う次第でございます。

図一五について若干御説明をさせていただきますと思います。

今、党本部において政府系金融機関の整理統合というこの検討が行われておりまして、第一次として若干の特殊法人の整理統合が行われております。我々自由民主党が何としてもこの行政改革は成功させなければならない、橋本行革を成功させなければならぬという有志が相集いまして、政府系金融機関の整理統合に関する議員研究会という会を設立させていろいろな検討を進めている、その検討過程の中の一つのイメージ図でございます。

一番下には、北東公庫から沖縄公庫、国金、環

衛、農林漁業、中小企業、住宅金融、開発銀行、公営企業金融公庫、日本輸出入銀行。そして、民営化のところに商工中金とか中小企業信用保険公庫などというのが書いてあります。政府系金融機関というのは十二あるわけですが、これらにつきまして、民間金融と相当重複しているという実態があります。果たして政府が財投の金ないしはそういった金を政策金融として貸し付けをする必要があるのか、もはやそういったものは民間金融に任せておいていいのではないかとこの部分が相当数ございます。

例えば電力会社に開銀が一生懸命多大の融資をしているとか、航空会社に機材調達資金を融資しているとか、そういったものはや国がみずからの政策金融としてやらなくても、民間金融に十分な力がついている、そういった部分でありまして、こういった政府系金融機関をスリム化する、民間に任せるところは任せるというスリム化が必要でございます。

それからまた、総合化を図るということでございますが、総合化というのは、各省庁がそれぞれに政策金融機関を持っているわけでありまして、農林省については農林漁業金融、それから建設省は住宅金融、日本開銀というのは大蔵省、あるいは環境公庫、そういった分野別に各省庁が政府系金融機関を持っているわけでありまして、こういった分野別になっている政策金融機関を総合化する。民間金融機関は、既に銀行などでは総合的にどんな部門にも金を貸しているわけでありまして、こういったものを総合化を図る。

そうすると、総合化を図りますと、やたらに大きな組織になってしまうので、ではどう分けるかということで、それを地域別に改組しよう。この図では、ちなみに、北東日本公庫、中央日本公庫それから西南日本公庫と三つに分けています。ですが、研究会の中でも、これはブロックごとにやってもいいのではないか、数は少しふえるのだけれども、これからの地方分権の時代を考えていくときには、やはり地域の開発のために総合的な

ブロックごとの政策金融機関があってもいいのではないかとこの図みかえを地域ごとに行う必要がある。それから海外公庫、民営化等々の改組をいたします。

また一方、政府系金融機関とは別に、特殊法人の中で、財投のお金について融資を行っている特殊法人というのがあります。図のトラックの荷台に載っているものがそれでありまして、約四十近くの融資を行っている特殊法人があります。これらの特殊法人の融資業務をそれぞれに、政府系金融機関四つ、日本を三つに分けていくのですが、ブロックごとに分けても結構です、こういったところに融資業務を、地域振興公庫の一部とか環境事業団の一部とか、その地域部分についてこういった形で整理統合を行うことによって、融資を行っている特殊法人についても相当整理ができるなというふうな感じでのこの種の検討を行っているわけでありまして。

これからいろいろと政府系金融機関について、第一弾、第二弾というふうな形で将来展望を踏まえた政府系金融機関の大改革案が必要になってくるはずでございますが、こんな形の検討もぜひともしていただけないものかというふうに思うわけであります。そんなことを考えているわけでありまして。

ちよつと時間がありますので、図一五について再度お話をさせていただきますと思います。

この「新たな都道府県」、「新たな市町村」、こういった都道府県をつくった場合に、各省の出先とか各省の市町村レベルの出先を統合すると、国家公務員はおおよそ三分の二が地方公務員に移行するという結果になると思っております。ですから、その人件費の負担をどうするかというふうな問題が出てくると思っております。これについては、その対策というふうな形で、一定の期間については、その人件費については都道府県の財政に配慮するとか、あるいは地方と国との業務分担の見直し、そういったものをやっていかなければならないと思うわけであります。

それで、あらゆる改革がこれから進んでまいります。教育改革の問題もあります。行政改革も、抜本的な改革をどうしても自民党は血を出してもやっていたかなければならないと思います。本日に橋本行革、まさに橋本総理の強いリーダーシップがなければこの行革はどうしても成功いたしません。

最後になりますが、橋本総理大臣がまさに民族の浮沈をかけた行政改革、行政組織の制度疲労を何とかしてこの改革で再びよみがえらせなければならぬという、この改革に取り組んでいる橋本総理大臣のこれに対する御決意のほどを御披露いただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 我々は、今、金融監督庁の御審議をいただき、既に機構を含めた行政改革というものをスタートさせております。これを、例えば行政の仕組みについて金融監督庁だけで終わらせることができるかといえば、できるはずはありません。すべての問題がそうでありまして、全力を挙げて進めてまいらなければなりません。今、議員のお考えも大変興味深く拝聴いたしておりました。

そして、先ほどの自治省の答弁に議員は意見を述べられませんでしたけれども、私、ちょっと気になりますのは、先ほどの自治省の答弁の中で、各省庁の権限を地方に分与していく、これが議員の道州庁というお考えに対しての部分だったと思えますが、本来ならそれは自治省に集約されるべきものというような発言があったように思えます。

各省庁の権限を自治省に集中するのであれば、自治省が大きくなりはいけません。国と地方の関係に変わりはないわけでありまして、私は、この答弁は少なくとも私の考えている方向には反するもの、そう感じておりましたので、この点は、一点申し添えさせていただきますと存じます。

○金田(英)委員 ありがとうございます。

質問を終わります。

○総質委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております両案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事本間忠世君の出席を求め、意見を聴取したいと存じます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○総質委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○総質委員長 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木淑夫委員 新進党の鈴木淑夫でございます。

金融監督庁の設置法案について質問をさせていただきますが、その前に、総理、米田、オーストラリアそれからニュージーランドの御出張、まことに御苦労さまでございました。また、三塚大蔵大臣も、G7、まことに御苦労さまでございました。そのことについて、ちょっとだけ最初に質問させていただきます。

実は私も、総理、蔵相がお帰りになりました直後の四月二十八日から五月三日までワシントンに滞在をいたしました。新進党の訪米議員団の一員として参ったわけでございますが、この滞在期間中に、財務省、連銀等の政府関係者あるいは議会の関係者にお会いいたしましたし、また、民間の、共和党派、民主党系、それからもう一つ国際関係の三つのシンクタンクを回って、意見交換をしてまいりました。

そこで共通に出ておりました懸念、コンサーンと彼らは言いますが、懸念は、言うまでもないこととありますが、日本が円安による貿易収支、經常収支の黒字拡大によって景気回復を図ろうとしているのではないかという懸念でございます。

これは、新聞報道によれば、クリントンから総理への親書にもそういう懸念の表明があったとい

うことでございますし、また、首脳会談でもそういう懸念が出たというふうに報道されておりました。それからG7では、共同声明の中に、日本については円安による黒字拡大で景気回復をさせてはいけないうようなことがはっきり書かれております。しかし、率直に言って、私が回ったところ、政府関係者、議会関係者、民間エコノミストすべてがその懸念を持っているわけでございます。

それで、覚えていらっしゃるでしょうか、ちょうど三カ月前の予算委員会、この同じところで、三塚蔵相が二月のG7からお帰りになりました直後に、二月の初めです、三カ月前、私はもう既にそのことを指摘申し上げております。ここに議事録がございます。あの時点で、私は、黒字が拡大し始めています、今まで縮んできた黒字が再拡大に転じたのではないか、この一つの原因は円安である、その円安の背景には、非常に緊縮的な、財政赤字縮小を目指す予算とそれから長期金融緩和、超低金利の金融政策のポリシミックスがあるというのを御指摘申し上げたのであります。

その時点で、榊原金局長は、いや、黒字は拡大してはいないということを前年同期比でおっしゃった。私は、そうじゃないよ、季節調整済みで見てごらんない、去年の一一三、四一六が黒字のボトムであって、七一九以降拡大していますよと。それから、その後発表になったGDP統計でも、去年の七一九と十一十二は外需がプラスの寄与をしているわけですね。去年の、最新の数字、十一月二期、年率換算三・九%も成長したと言っていますが、実は外需がそのうちの二・六%も寄与しているのです。

こういうことを向こうの人は見ておりますから、当然懸念を表明するわけです。私も、やはり日本人でありますから、何とか弁護をしたいという気持ちもありまして、政府関係者、議会関係者、民間人に対してこういうことを言ったのです。私が承知している限りでは、橋本総理もあるいは橋本内閣も、わざと円安にして黒字を拡大さ

せて景気を回復させようという意図、インテンションは決して持っていないということを私は一生懸命申しました。日本はそういう意図を持っていない。

ところが、連中と議論していくと、どうしても、意図は持っていないと言いが、やっている政策ははっきりとちの方向を向いているじゃないかと、三カ月前に私がここで言ったことと同じことを言われちゃうのです。言われますと、私も、いやあ、実はそうだなと言わざるを得ないところがあるのです。

いいですか、ここからは質問になりますよ。九兆円の国民負担増を含んで財政赤字を縮小させる財政政策と、超低金利政策、できればもっと金利を下げるという金融政策をミックスいたしますと、これは、経済学の教科書からいって、どうしたって円安、黒字拡大になるんですよ。その点について、総理あるいは三塚蔵相、どうやって言い逃れといひますか、説明をされましたでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 プロ中のプロに言い逃れをするつもりはございません。その上で、私は、クリントン大統領から確かにそうした議論を受けましたときに、二つの点を申しました。

經常収支の黒字で議論するのをよそうじやないか、問題は貿易・サービス収支だ。その受取配当まで足し算されて、それが拡大するのはけしからぬと言われるなら、それは投資をやめろということか。これは乱暴な言い分でありまうけれども、実は、一つの議論として貿易・サービス収支で議論をしようではないか、これが一点であります。そして、その傾向値を、もたてていきました資料をそのまま英文に訳したものを持ってきてまいりましたので、そういう資料を渡しながら、私自身の議論の補強をいたしました。これが一点であります。

それから、今、はしなくも議員も同様のことを言っていた。これは私は感謝をいたしますけれども、為替の水準について、円安という言葉

を使われたが、我々はドル高を使いたい。なぜなら、円・マルクの関係は、たしか七十三・幾らかまで来たところでは横並びだと思えます。ここしばらくの間、改善をしてくれているはずであります。それから、ドル・マルクは、円・ドル同様にドルが強含んでおります。マルクは、多少円に対して弱含みといったところでしょうか。実はきょうの数字を知りませんので、でしょうかという疑問符をつけさせていただきます。

そうした中で為替の水準を論ずるとすれば、いいことではありませぬけれども論ずるとすれば、むしろドル高ととらえるべきではないのか。まあ、数日後に大蔵大臣がG7で見える、ルービン長官とプロの議論をやってもらおう、そのときに使う数字はこういう数字だが、我々は、アメリカ側も十分注意をしてもらうことによって、今あなたが懸念をされるような、大幅な黒字を拡大させることはしない。まさに私の言ひ分は以上のような議論でありました。

○鈴木(淑)委員 今二つ説明したとおっしゃいますが、まず第一の点は、貿易・サービス収支だけで見ると議論は、私は無理があると思えます。だって、GDPの成長に対する外需の寄与度というときは、これは所得のところを除きますけれども、全体のGNPの議論のときは、向こうから投資の収益が入ってくる、それをトータルしたもので国際間のお金の受け払いが決まるわけですよ。かつてイギリスが、物すごい投資をして金利収入が多くなったときは、貿易・サービスのところでは赤字を出してやって、バランスさせていたのです。

ですから、私は、それでクリントン大統領が引込んだのかどうか知りませんが、これはエコノミスト同士の議論では、所得収支のところ、つまり、投資のリターンのところは別よという議論はなかなか通らないというふうに思えます。その分だけ貿易・サービスのところが縮んでトータルでバランスさせていかなければ、世界のバランス、マージャンみたいに、合計すればゼロでやっ

ているのですから、これはやはり諸外国に依存した成長ということになってしまふと思えますね。(橋本内閣総理大臣)それはおかしいと思うな。積極的な投資に対して投資益が返ってくるのは当然なので、議論すべきは貿易・サービス収支ですよ」と呼ぶ「いやいや」……

それからもう一つの、これはドル高だ。確かにそういう面はありますが、しかし、一時七十九円七十五銭まで行ったところから一時百二十七円まで行ったこの円安の割合は、同じ期間のドイツ・マルクに比べれば、倍近く大きく円安に振れています。だから、ある時期だけ見て同じようだと、言ったらいけないので、この二年間ずっと見てくれば、これは円安であって、マルク安よりはるかに大きく円安であります。しかし、総理はそうやって答弁されたということですが、今言いましたように、これは専門家同士の議論をしていたら、それは通らない。

特に問題なのは、さっきから言っているポリシミックス、あのポリシミックスではどうしたって経常収支の黒字拡大、円安になるということとあります。よくマンデル・フレミング・モデルというのを使って説明しますが、そんなものを持つていなくても、財政の赤字を縮めると、他の条件が一定なら国内の貯蓄超過が大きくなり出すでしょう。だから、これを民間投資がうわつて出てきて全部吸収してくれば、外需のところは動きませんよ。だけれども、一方で、黒字縮小と低金利と二つ重なれば円安になりますから、どうしたって貯蓄超過部分は、一部は国内の投資拡大で吸収されていくけれども、一部はどうしたって黒字の拡大になるのですよ。

私、総理も三塚蔵相もゴルフはきつとお上手に違いないと思ったので、お二方のことを言っているんじゃないのですが、私は、その議論で詰められたときに、こういうことを申し上げたのです。決してお二方のことを言ったんじゃないのです。例えばゴルフで、あのグリーンに向かっておれ

は打っているんだと言っておる。本当に日本政府はあのグリーンをねらって打っているんだ、黒字拡大させて景気回復させようなんて思っていないんだ。しかし、どうも客観的なスタンスを見ると、グリーンの方向を向いてない、それはポリシミックスからいって。そういうポリシミックスをして、おれはグリーンをねらっているんだと言ったって、スタンスがグリーンの方向を向いてないで打つのですから、あれはうそをついているなということになりかねない。

私は、一生懸命、うそをついているんじゃないと言いましたけれども、こういうことを続けておりますと、だんだんと海外での日本の経済政策あるいは政府の言ひ方に対する信認に響きやしないかということをお私に非常に心配しているものであります。

特に、これから四一六にはゼロ成長かマイナス成長になるかもしれないですね。こういう中で、せっかくG7の声明を出したになったのに、円安はちっとも改まらない。恐らくこの四一六は、はつきりと外需が引っ張る形、それでもプラス成長にならないような格好になるんじゃないでしょうか。それで、そういう数字がどんどん出てくるのが八月、九月です。そのころに、海外から、あなたは意図してないと言いが、結果がこうじゃないか、結果がこうだったあなたはどうやっていかに、結果がこうじゃないかみたいなことになりやせぬかというのを非常に私は心配しているものでございす。蔵相、いかがでございすか、G7の雰囲気踏まえて。

○三塚國務大臣 総理から首脳会議の模様をお話しになりました。それを引き受けて、日米蔵相会議、日独蔵相会議そしてG7の会議、もちろん、各国中銀の総裁が出ておりました。私は、日米、日独におきましても、我が国の経済の今日の置かれておる現況、諸改革断行の経過をお話し申し上げました。同時に、各指標を提示いたしました。既に、クリントン・橋本会議におきまして、日

本の経常収支は経常収支としつつも、貿易・サービス収支という要素を十二分に加味していかねばならない、こういうことで、底流の理解は基本的に得られたと私は聞いております。しかし、具体的に大蔵大臣同士で話し合ってもらおう、こういうことでございすから、図に基づき、また数字に基づきまして申し上げました。

ただいまの状況というものは、決して意図的なものではございせんので、全く短期的なものであり、消費税二%アップによる影響もこれであり、第一・四半期は、緩やかでありますけれども、確実に民需主導、内需拡大の方向に我が国経済が進んでおりますから、短期的視点で見ただけで、これを中期で見てくださいます、年度後半には確実にその成果があらわれると思ふ、それは、経済構造改革は断行をされております、金融システムは御案内のとおり、財政構造改革も着実に進んでおります、それは首脳会議でも開陳されたところである、こう申し上げ、基本的な理解を得たと思ひます。

ルービンさんからではなく、副長官から、経済学説という意味で、簡単な、さらりとした御意見がありました。これに対して、私は再び貿易収支と所得収支の関連についてお話を申し上げます。況についての御理解が進むはず、短期で物を見てここでやり合うというとはいかがなものでしょうか。

それで、我が国は、先進諸国、G7の中で一歩おくれでスタートを切った感はあるますが、着実にその実効を上げつつありますから、格段の協調と理解を得たいということで、経済学説は経済学説として、我が方には加藤財務官、榊原局長がおるし、サマーズさんとも世界的な経済学者のお一人ですから、ひとつスタッフ同士で、学説の調整、そして生きた経済、マクロ経済という形の中で、各国の経済の安定成長に向けての努力、こういうものを総合判断をしながらお取り組みをいただきますことが大事ではないでしょうか。

ドイツの蔵相も、ティートマイヤーさんも、基本的に、それを頑張れ、我が国も今頑張っている、今日のレートの問題についても、安定の方向で努力をしようではないかと。

G7の会議におきまして、そのレートの問題について、内容は一々申し上げませんが、真剣な議論の中で、ベルリン声明、申し合わせを上回る共同声明を出させていただきました。

要すれば、ベルリン合意を再確認する大前提で、これに加えて、昨今の状況を見るに当たり、ファンダメンタルズからの相当程度の乖離は望ましくない、甚深な意味、おわかりのとおりであります。大きな対外不均衡の再来に結びつくような為替相場は避けることが重要である、これは一致であります。そして、適切な対応措置をとる、こういうことであります。

日本政府として、また大蔵大臣としても、既に円安懸念は表明をいたしました。これ以上のこと不起きるとすれば断固たる措置をとる、こう申し上げておるわけでございます。その辺も、日独、日米の会談もさることながら、G7会議におきましても申し上げ、各国はお互い協調の中で取り組もう、こういうことで共同声明が発せられたわけでございますから、私は、為替は安定していくものと思ひますし、仮に程度を超えるものであれば断固たる措置は協調の中で行われていく、こう思っております。

○鈴木(源)委員 いろいろ御苦労までございました。

サマーズ副長官は、ハーバード大学の教授のころから、私、友人でございます。ですから、いつも意見を交換しております。電話でも話をする機会がございます。サマーズ副長官がさりとておっしゃったことですが、そのさらりの内容は、大体私は見当が付きまします。それは、サマーズさんは経済学者ですから、さつき言ったポリシミックスをとれば、これは円安と経常収支の黒字拡大の方向へ行くよ、幾らこつちのグリーンをねらって打っているんだと意図を強調したって、ス

ダンスはこつちを向いているよ、これをサマーズさんが恐らくおっしゃっていると思うのです。それでもう一つ、貿易・サービス収支で黒字が出ているが、これは余り拡大していません。ところが、黒字ですから、これを投資していくわけですね。そうすると、今度は投資から上がってくる所得収支がどんどん黒字拡大するわけですね。それで、両方合わせたら黒字拡大です。だけれども、中身を見たら所得収支だからいんだよというのは、もう一度言っておきますが、通用しませんよ。

だって、世界からそれだけ所得を吸い上げて、それが拡大していることと同じじゃないですか。政治的に言うところ、総理、アメリカが非常に気になるのは、貿易・サービス収支、特に日米間のところを気にするのである。ここはごまかせるかもしれない。だけれども、世界から見ると、日本が外需依存型で景気を回復させているという、この事実がごまかしがきかないということでありまして、さて、これを余り長くやっていてもなんぞでございますので、私、一つだけ、もう一度言っておきますが、私は意図は疑っていませんが、客観的なスタンスがこつちを向いていますから、あと三カ月たつてお困りになるかもしれませんぞということだけ申し上げておきます。意図に反して円安が直らない、黒字が拡大して外需主導型の成長という形が、七一九、一十二に続いて、一三はそれほどでもないと思ひますね、四一六、七一九に出てくるというふうには私にはらんでおりますから、そのときに日本の信用失墜にならないように。

これはアメリカの連中がみんな口をそろえて言っていたことですが、財政再建は大事だが短期と長期とを間違えるな、長期的には財政再建は一番大事だが、短期的には財政再建を急ぎ過ぎると逆に財政再建をアンダーマインする、下から崩す。これは、私もそれから新進党も、経済再建なくして財政再建なしという形で、短期的に余り財政再建を急ぎ過ぎると財政再建がかえってために

なるということであらゆる機会に申し上げておりますが、同じことをアメリカの人たちが言っております。何かございましたら、どうぞ。

○橋本内閣総理大臣 先ほど日米首脳会談の議論を聞かれましたから、まさに議員もお認めになりましたように、アメリカの一番気にする形で私は日本の主張をいたしました。ただし、その時点で、私は、四一六から七一九に向けて全く問題がないなどということは申し上げておりません。そして、そういうためにも、あなた方は余り気がついていないが、同時期に編成した平成八年度の補正予算の効果というものが尾を引いてくる、そういうものも計算に入れて議論してもらいたい、いすれにしても、ショートレンジで、その幅が拡大したくないで日米間の経済競争は避けてもらいたい、我々は中期的に必ずこれを安定させ、縮小させていくんだから、これが私の議論であります。

そして、大変恐縮であります。クリントンさんも私も学者ではありませんし、細部の議論に入らなかつた。それがもし御不満であればおわびをいたしますけれども、政治家同士の議論として、学説を争ったわけではございません。

○鈴木(源)委員 私は、何度も申し上げますが、日本政府が信用を失墜することを最も心配しているの

今、総理、平成八年の補正予算の効果も出てきている……(橋本内閣総理大臣「いや、出てくる」と呼ぶ)これから出てくる、ずつと波及していきま

すが、それはそうだと思うのですが、平成八年の補正予算というのは公共投資ですよ。公共投資の効果については、それがずつと出てくると思

うのは極めてケインジアン的な発想であつて、ケインズ経済政策を批判する立場からいいますと、きびすを揃えて九兆円の国民負担増をやつたらその効果は出ないというのがケインズ批判のポイントなんですね。

つまり、増税に備えて限界消費性向が下がつちやうよということ。だから、増税予告つきの公共投資拡大なんというのは乗数効果が極めて低い。それに気がつかないで、いつでも公共投資をやれば一定の乗数効果で拡張効果が出ると思つていのがケインズの間違いなんです。そうでなくて、政府は増税予告つきの公共投資をおやりになったのですから、ブレイキとアクセルを一遍に踏むようなことをやったのですから、これでは、私は、本年度、平成八年度の公共投資拡大の効果が出たように出てくるのではとも思ひません。増税が続いてきているのですから。これは、増税に備えて限界消費性向は下がつちやいますね。

だから、その点でも、ただ、これは極めて専門的な議論でございますからもうこれ以上申し上げませんが、私は、あの平成八年度の補正予算は、増税予告つき公共投資拡大というケインズ政策が最も批判されるようなやり方をしておりますので、余りこの効果は期待していません。それより、国民は、九兆円の負担増に備えた行動を今とておるというふうには思ひます。

さて、昼前の時間が余りないのでございますが、問題の金融監督庁設置法案に入らせていただきますというふうには思ひます。

金融監督庁を大蔵省から切り離してつくる以上、今まで大蔵省が財政政策とともに金融行政全体を掌握していたことによつて何か不都合があつたから、金融行政の中の検査監督を切り離そうというところであらうと思ひますが、総務庁長官にお尋ねしてもよろしいでしょうか。どういふ不都合があつたという認識で切り離すことになされたのであります。

○武蔵国務大臣 私の直接の所管ではございませ

んが、いろいろ話を聞いている中では、やはり住専問題その他日本の金融機関に対する大変な信頼の失墜ということから、金融政策については、あるいは金融行政について、検査監督部門だけは独立すべきであるという考え方でお話しがございまして、私も、それで結構でございますと申し上げたわけ

したが、実はたくさんあると思うのですね。

総理にお伺いしていいでしょうか。

大蔵省が財政政策とともに金融行政全体を掌握したことからどういふ不都合があるので切り離すのでございますか。

○橋本内閣総理大臣 直接的には、私は、議員が当選をされた昨年の衆議院選の前、まさに一国会が住専国会と言われるぐらい住専についての議論が行われ、その中で大蔵省の金融監督行政というものが極めて厳しい批判を浴び、これを切り離すべきという御意見が与野党の中からほうはいとして起きたことだと思います。

その上で、多少振り返らせていただきたいと存じますけれども、ちょうど平成三年の春ぐらいであつたと思います、まだ湾岸戦争が終結しておらない当時から、議員も民間のお立場で御承知でありましたように、大蔵省の中において証券、金融あるいは保険といった分野の垣根がだんだん低くなつていく状況を見て、銀行局、証券局として国際金融局を改めるべき時期が来たのではないかと、このことから議論が行われていたことを御記憶であると存じます。

ところが、非常に残念でありましたけれども、この議論がほとんど表に出ない間に、御承知のような証券・金融不祥事というものが発生いたしました。そして、むしろそのとき証券という部分に世間の関心が集まり、証券の監督監視体制というものから、非常に大きな御議論の末に現在の仕組み、証券監視が生まれたわけでありまして、そして、これが生まれました結果として、その時点で既に反省材料として、いわゆる護送船団方式という、過去にはそれなりの役割を果たしてきたものが既に行政の手法として限界に達していることが明らかになっておりました。

その反省の上に立って、私は、住専の議論というものの、答弁に当たります政府側の私どもも、また与野党の当時のメンバーも御議論をいただいたと存じます、その中から出てまいりましたものが、従来の金融政策というものの、あるいは金融

行政の中で、政策決定過程あるいはそのルールの適用等に不透明な部分がある、透明性を欠いている、こうした点を中心として極めて厳しい御批判を受け、これを受けて金融行政機構改革に踏み切った次第であります。

そして、その御議論の中から、民間金融機関等に対します検査監督という執行面の機能を金融監督庁に、企画立案という政策面の機能を大蔵省が分担する、市場規律を基軸とした透明であり公正な金融行政への転換の方向にこれをもって資するもの、そのように考えております。

○鈴木(淑)委員 総理のお話のとおり、住専問題の処理の中で、大蔵省がこれまでやってきた金融行政に対する非常な批判が高まって、それがきっかけで大蔵省から検査監督を切り離してこういう監督庁をつくらうという話になっていったということは、私も承知しております。

そのとおりだろうと思いますが、もう少し突っ込んでみると、住専問題の大きな根っこ、住専だけではない、ほかの金融機関の破綻に共通する大きな根っこは、不良債権の処理がうまくいって不良債権が非常に大きくなってしまったということだと思ふのです。私は、不良債権の処理がうまくいって、そのために不良債権が大きくなってしまったというところ、大蔵省が金融行政を持っていたことの欠陥の一つが出てきているというふうに思いますが、いかがですか。

もう少し理由を言います。いろいろな理由があると思うのですが、よく指摘されることは、不良債権の処理をどんどん急がせると、無税償却でどんどんやらせるのは嫌だという税務当局の意図が働く。あるいは、もう一挙償却したいから赤字を出してしまふといううやうやなことに對しても、法人税の税収が減りますから嫌がる。九二年あたりには、大銀行は、これはえらいことになったと思つて償却を急ぎだがつたのを、そういう税収確保の観点もあつてとめた。

これは「NHKスペシャル」でやったからごらんになったかもしれません。もう周知の事実ですが、急いで不良債権を赤字を出してでも償却する、どんな無税償却でできる範囲を拡大したいし、有税でもいい、赤字を出してもいい、やってしまいたいというのをとめたのは、背後に税務当局を持っていた大蔵省の金融行政当局であつた。これはもう国民周知の事実だと思ひます。

これなんか、一緒にしておいたことの欠点の一つだと私は思ひますが、いかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣 私は、そういう見方をなさる方があることも承知をいたしております。しかし、もしそういう形で議論を展開し、責任を問うとしたしますなら、私は、やはりバブルの発生から崩壊に至るプロセスの中で、当時は私も酔つておりました。そして、そのバブルというものの、国会におきましても、ごく先見性のあつた方々からいろいろな問題は提起をされていなかったと私は決して申しません。しかし、そのバブルの方向の中で議論が交わされておりましたことを私は振り返りましたときに、別に大蔵省をかばつたつもりはありません、しかし、大蔵省だけが悪かつたと言へば済むのかといへば、私には疑問がございます。当時、報告等情報開示に必ずしも積極的にありませんでした証券・金融業界といふものにも責めを負つてもらふものはあると私は考えております。

○綿貫委員長 鈴木さん、じゃ、午後には、○鈴木(淑)委員 午前中の時間は終わりましたので、質疑を打ち切りします。

○綿貫委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十三分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 それでは、昼食前に引き続きま

して、質問を続けさせていただきます。

午前中の最後に、私はこういうことを質問したわけでありまして、つまり、大蔵省から金融監督庁を切り離す以上、今まで大蔵省が財政政策とともに金融行政全体を掌握していたことに何か不都合があつたからに違ひない、それは何かとお尋ねをいたしました。それに対して、例えば住専問題に見られるような金融監督行政の失敗と言ふ言葉が強く過ぎますが、それに対する大きな批判ということを経理、蔵相おっしゃったわけでございます。

私は、それに対して、より広く、不良債権処理がおくられて今日大問題になっていることも、やはり租税収入というもののに対する配慮から無税償却の適用を厳格にしたから償却がおくれたという側面があるだろう、あるいは、やはり税収確保の観点から金融機関の赤字決算回避を指導したということがあつたのではないかと、これを指摘いたしました。

そこで終わりにしたわけでありまして、私、さらに幾つか、大蔵省が財政政策と金融行政全般をとともに握つていたことに伴う問題が起つてきたと思ひます。それこそが大蔵省から金融行政の検査監督を切り離す最大の理由だと思ふのです。

幾つかといひますと、三番目になりますが、金融行政というのは、金融・資本市場あるいは金融システムの発展を促進するのが目的になつてはいるわけですが、それがやはり税収確保の観点を優先したために制約されたということが明らかにあると思ふのです。

例えば、しばしば言われますように、有価証券取引税があるために日本での金融資本取引のコストが高いじゃないかと、あるいは、先物の取引所税が日本にあるために、シンガポールにおける日本株の先物取引がどんどん発展してしまふじやないかといった金融空洞化の問題。

それから二番目は、日本には印紙税というものがあつて、これは相当な税収があるものですが、主税局としてはこの印紙税は大事なのだらう

と思ひますが、しかし、金融機関にしてみると、この印紙税というのはコストが高いものですから、これを回避するために、手形や何か使ひませんで、当座貸し越しにシフトしているのですね。これもやはり、取り立てが面倒であつたり、金融の効率を明らかに害していると思ひます。

それから三番目に、これは以前予算委員会で御指摘申し上げて、総理にも御興味をお示しいただいたわけでございませうけれども、金利自由化はほとんど終わったと言われている中で、政府短期証券の金利だけが固定金利で出ていて、しかも、その固定金利、公定歩合のマイナス〇・一二五ですが、下というのが市場の均衡レートよりちよつと低いものだから、市場で買ひられない。そのため、日銀が売りオペをしない限り政府短期証券市場ができない。

しかし、政府短期証券市場のない金融・資本市場というのははつきり言つて欠陥市場でありまして、円を外貨準備の中へ持とうとする外国の当局は、やはり短期の政府証券を持ちたがる、その場合、日本では短期国債しかない。そのマーケットは非常に小さいものですから、これが明らかに円の国際化を阻害している。

三つばかり私、例を挙げましたけれども、これもやはり、大蔵省の中に金融行政があるために、どうしても租税収入の確保という租税政策の方が金融・資本市場の発展あるいは金融システムの開発という政策目標に優先する傾向がこれまでであつたことの証左だと思ひます。これも、大蔵省から金融行政を切り離した方がいいじゃないかといふことの根拠になる。

それからさらに言えば、大和銀行事件に見られますような専門性の欠如であります。あれは、御承知のように、当時の銀行局長あるいは審議官もおられたのか、総務課長もおられたのか、銀行課長もおられたのか、詳しくは申しませんが、そろいもそろつて皆さんが、ああいう不正事件が起きたときは、その起きた国の当局に対して一カ月以内に報告するという協約があることを御存じな

かつた。

まあ、人間だから知らないことはあつてもいいが、四人だか何人だか知りませんが、銀行局のトップがそろいもそろつてそれに気がつかない、これはもう金融行政、銀行行政の専門性というのに対する配慮の欠けた人事をしていたと言われども仕方がないのだと思ひます。やはり財政当局が金融行政を持つてゐるための専門性の欠如と言わざるを得ません。

そもそも論でありますが、大體財政政策というのは、私どもは市場経済を中心に物事を考えていきますが、市場経済といへども市場の失敗というのがあるわけですね。所得分配が不公平になつてしまつとか社会資本が不足してしまつとか、そういう市場経済の失敗に対して補うのが財政政策の基本的な役割であります。租税政策も所得分配、再分配するわけですし、公共投資も資源再配分するわけですね。市場の失敗を補う、むしろ市場経済に介入していくのが財政政策なんですね。

それに対して、金融行政というのはまさに逆でありまして、市場経済のメカニズムがうまく働くように働くようにして、金融資本市場、金融システムを発達させるという役割を担つてゐるわけですね。だから、財政政策と金融行政というのは、市場経済に相対したときに、まさに正反對の役割、正反對の機能なんですね。

これを一つの省に置いておくから、その中でぐるぐる人事を回せば、市場経済に介入することが使命だと思つてゐる財政関係の人が逆に市場機能を促進する方の四階に回されて、銀行局、証券局等に回されても、これは勝手が違つちやうといふことが今まで大いになつたと思ひます。

以上、幾つか並べましたが、そちらの総理、大蔵大臣からも御指摘のあつた住専問題も含めて五つ、やはりこういうことがあつたから、これはまずい、大蔵省から金融行政を切り離そうといふことになつたんだと私は理解をしておりますし、恐らく総理あるいは四人の御出席いただいてゐる閣僚の方のお考えもそうだと思いますが、武蔵長

官、その点確認させていただいてよろしうございませうか。そういうことで銀行行政を大蔵省から切り離して金融監督庁をつくるという理解でよろしうございませうか。

○武蔵國務大臣 これは、これからの行革の組織をつくつていくのにいかにするかといふところで議論すべき問題だらうと私は思つております。当面のこの金融の検査監督の關係の金融監督庁につきましましては、これは、とりあえず現体制の中で、今いろいろ御指摘のありました点を踏まえてどうしていくかといふ、必ずしも完全な形ではなからうと私は思つております。これから、行革会議でいろいろ中央省庁の統廃合をやつております中で、いろいろこの問題については、この件も含めて、二十一世紀の行政機構はどうあるべきかといふことでは、おのずから違つた答えも出てくる可能性はあると私は思つております。

ただ、現時点では、例えば今お話のありましたように財政と金融を切り離してしまふようになりますと、例えばこの間ありましたG7蔵相会議などを見ましても、それじゃ蔵相会議には全く別の人間が行くといふことになりまして、これはなかなか今時点で急にそういうことができるんだらうかと思ひますと、ここ数年間、いわゆる二十一世紀まであと四年間でございまして、四年間はこういう形でいくといふのが私はいいではなからうか、こういうことで先ほど申し上げて、いろいろな問題がございまして申し上げても、私ももそれで結構でございまして申し上げたといふことでございませう。

○鈴木淑委員 ありがとうございます。要するに、これは行政改革、特に中央省庁の再編整備の過渡期の姿という御見解でございませうが、そういうふうにご了解した上で、さらに質問させていただきます。

では、具体的に、検査監督機能を分離した、そして企画機能を残したわけでございますね。これによつて、さつき御指摘のありました住専問題のような、ああいうことが起きなくなるという理屈

を教えていただきたい。ああいう住専問題が起きたからこうしたんだとおしやるなら、どういふ理屈で、金融行政の中の企画を残して検査監督を離れたらああいう問題が将来起こらないと考へておられるのでしょうか。大蔵大臣、よろしうございませうか。

○三塚國務大臣 本件は、機能分担という言葉に尽きるのではないのでしょうか。今まで大蔵省の中で金融当局、御案内のようなシステムで動いてまいりました。住専問題で御批判をいただいたこと、そのとおりでございます。そういう中にありましても、ベストの道を求めてやり来たつたことだけは根底にあります。それが失敗だ、けしからぬという批判、さらに、もう少し強めればうまいといったのではないかとしようなもろもろの案件。

しかし、本件は、最終的に三党の決定事項、それと総理提唱による、就任時、御指示をいただきました。日本の金融システムの大改革を断行しようといふことで、御案内の三原則、グローバルスタンダード、国際基準に合う東京市場の今後の復活再生に向けて、増勢に向けての努力をといふので、ありとあらゆるものをやつてほしい、こういうことであります。金融關係の審議会も、その後直ちに検討審議に入つていただいております。六月中旬には報告が出てまいります。

そういう中で、外為法改正、フロントランナーとして、来年の四月一日、国際基準にほぼ同様のものをもつてまずスタートを切る、こういうことになつておるわけでございますから、そういう中で、三党の合意事項、いわゆる法に基づく企画立案、そして執行部隊としての新しい金融監督庁、これが両方相まつていくことによつて金融システムの安定を期することだけは間違ひがないと思つております。

G7の会議におきましても絶えずそのことが論議をされておりますし、鈴木議員御案内のとおり、他の六カ国は一体で運用をされておる。しかし、我が国は、住専を中心とする金融問題が起き

たことにかんがみ、その批判にこたえて、よりよい形を求めてスタートを切った。しかしながら、本件は、政府機関、三条であり、こちらは本体の金融局、こういうことの中で分担し、機能分担を果たしていくことによって、両々相まって成果を上げる、こういうことです。

これが御承認をいただいて法律が成立するということでありまして、さらにそれが確かな足取りで前進をし、ただいま言われましたような御心配の数々は、それぞれの経過を経て解決をされていくものと考えております。

○鈴木(淑)委員 どうもよくわからないところがあります。

私が聞きましたのは、なぜ、このように検査監督を大蔵省から分離し、企画を大蔵省に残せば、住専問題で批判されたようなことが起きないのかというその理屈を聞いていたのです。ですから、三党合意だというのは全然理屈ではない、事実の指摘だけでございまして、諸外国の例といつても、その具体的な機能的な話のところを説明していただかないと、どうして住専問題からこういうことが出てきたか、国民は納得いかない、わからないと思えます。私もそのところをもう少しはつきりと御説明いただけないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三塚(國務)大臣 いや、わかっていただけなのは残念なんです。すべておわりの鈴木経済学者議員が言われておるわけでありまして、ですから丁寧に申し上げました。各論にわたる部分は政府委員からお願いしますから、どうぞ御承認ください。

○鈴木(淑)委員 恐らくこの件は、総理が最高の責任者としてお考えのところがあるかと思えます。政府委員よりも総理の骨太の御説明をいただきたいと思えます。

○橋本内閣総理大臣 事務的な問題点につきましては、事務当局からの補足をお許しいただきたいと存じます。

この住専問題が議論されましたとき、一番大

な問題の一つ、それは、農協系金融機関が、他の大蔵省直接所管の金融機関が住専に対する融資を総量規制によってその比率を下げつつある状況の中で、なぜ積み増しといったのか、その問題点が一番根本ではないかという御指摘でありました。そして、大蔵省内にあります金融行政というものが、まさにその企画立案と検査監督の機能を一つのセクションで行っている。そしてそのために、自分のところの直轄している分野についてのチェックに心を奪われて、他の省庁所管の金融機能を有するところの状況の報告は受けていても、チェックまでの機能が働いていないかたのではありません。逆に言えば、大蔵省の中にあります金融機関に対し影響力を行使すると同等の影響を他省庁主管の部分については行使でき得なかったのではないかという問題点でございました。

そしてその中から、国会における御議論として、この部分に対する、改善と言うと少し言葉がやわらか過ぎるのかもしれませんが、組織の変更までを求める強い御意見が出てまいりました。

そして、今大蔵大臣から与党三党の合意ということをお願いしましたが、これは事実としてそのとおりでありまして、その国会としての御議論を踏まえて与党三党として議論をされました内容を我々は政府として重く受けとめてまいりました。その上で、この案の中には二つのポイントがあると思えます。

一つは、三条委員会として総理府の外局に設置する委員会、これは、独立した検査監督の機能を有するという点で、従来の同じ局内における検査監督の機構とは全く質を異にしております。そして、他省庁に対する部分が共管であるという点では大蔵省の各局に検査監督機能がありました時代と同様に見えるかもしれませんが、この金融監督庁は検査監督に特化した機能を持つ省庁であります。

従来の、むしろ各関係省庁、例えば農水省から自動的に送られてくる報告をそのままのみにしているという組織とは状況が全く違うわけであり

ます。当然ながら、そこに不審なものがありますならば、なお厳しく資料の要求をする等の対応をするのであります。恐らく私はそうなると思えます。そして……(発言する者あり)一結かどうかわかりませんが、やってみなければ。しかし、私もそれはそう考えておられない、変化を生ずると考えているというところであります。この機構というものがワークすることによって、私は、企画立案と検査監督を切り離して別の組織体系にしたことの意味は大きく出てくるかと存じます。

同時に、これが本場に生きるためには、まさに必要なのは、透明なルールづくりと情報開示というものがあわせ行われなければ機能を十分に発揮しない、これは当然の前提として申し上げておきたい。

冒頭の御質問にお答えをしたつもりであります。が、繰り返してこの点は強調いたしておきたいと思えます。

○鈴木(淑)委員 総理のお答えで、総理がどこを問題にしておられるかはかなりはつきりしたように思えます。

それは、大蔵省が不動産融資規制の關係で銀行が住専にそれ以上融資することに對してストップをかけた、そうしたら、農林系統金融機関の方からそのかわりに住専に向かって融資がどんどんふえてきた、これは農林系統金融機関を監督している農林省と銀行を監督している大蔵省の動作がばらばらだったから、今度金融監督庁にするとそれは一本になるから、そういう意味であらうことは起きにくいだろうという意味だと私は解釈いたしました。

それは一つの説明ですが、総理も蔵相も御存じだと思えますが、あのとき農林系統金融機関は、金融機関貸し出しを放出することはできなかったんだと思うんですよ。それをあのとき大蔵省の指導があつて、農林系統金融機関が金融機関貸し出しの形で資金放出をして、それが住専に回り始めたんですね。私は、あれは明らかに大蔵省ががんばったことだというふうに思えます。

それから、不動産融資規制というのは企画です。金融機関貸し出しという格好で、もう銀行から金が出ないから農林系統から出さない、こつと言ったのは、あるいは悪い言葉で言えば、密室での不透明な行政指導ですね。だから、ああいうことが起こらないとは言えないですね、企画は大蔵省に残していくわけですから。

ですから、総理の御説明で何を考えておられるか少しわかりました。これで、企画部門を大蔵省に残して検査監督を金融庁に移したからといって、ああいう問題、とにかく農林系統金融機関はするするするする住専のような危険なところへ貸し込んでしまふ、銀行の方は大蔵省にストップをかけられていながら住専に出さない、ああいうことが起きなくなるとは私は思いませんけれどもね。

そういうことがあったあけくの果てにあの住専処理案ですね。あれは公的資金を農林系統金融機関の貯金支払い資金の不足分に入れたのではなくて、その前の段階で入れちゃいましたから、これはどこかの経営を助けたことになるんじゃないかと言つて批判されている。

私は、問題は、そういうふうにするすべてが非常に恣意性の高い密室での行政指導で重要なところが動いていく、そういう金融行政を直すこと、これが中央省庁、特に大蔵省の組織改革の最大のねらいでなきやいけなかつたと思つたんです。

組織いじりももちろん必要ですが、組織いじりは手段であつて、目的は、金融行政というものを、従来のような密室で非常に恣意性の高い行政指導をやる姿から、事前に法律で明らかにしたルールに基づいて透明な形で検査をして、ルール違反をしていないか、していないか見て、していれば、これまた決まった形で、ルールどおり、法律どおり、早期処理なり指導なりペナルティーなりをかけていく。

ですから、ケース・バイ・ケースで、密室の中で相談を受けて、不透明な形で必ずしもルールがはつきりしないところでやる、あれをやめましょ

うということこそが、金融行政改革の最終的な本
当の目的じゃないでしょうか。いかがでしょう
か。

○橋本内閣総理大臣　ですから私は、何よりの前
提は、透明性の確保、情報開示ということが前提
であるということをお願いしました。その上で私
は、今の委員の組み立てられました推理をすべて
そのままだと思っておりません、その住専に関す
るプロセスですね。

その上で、私はやはりどうしても、大蔵省自身
が金融機関に対して企画立案と検査監督の機能を
持っていた、その中で農林系の金融機関の住専に
対する過重な貸し出しというものを、みずから見
誤っていた責任と言っている責任の何とかが解決
せん、見誤っていた責任というものを何とかが解決
しよう、それが成功しなかった結果として、密室
の談合といった御批判を受ける状態も生まれたと
思います。

そして、逆に農水省の側から見ると、検査
監督の権限は大蔵省が持っていたではないか、そ
してその経営資料というものは送付されていたで
はないか、当然ながら、そうした点について問題
ありというならば、なぜ注意をしなかったのか
のかという議論も成立したんだと思いま
す。それだけに、私は、検査監督というものがこ
の金融監督庁に一元化されることにより、そう
いったもたれ合いというものはなくなると思っ
ます。

ですから、問題が全く皆無にできる、私はそれ
ほどうぬぼれて物を申し上げるつもりはありませ
ん。しかし、少なくともこうした問題を発生させ
る可能性というものは従来に比べてはるかに減少
すると思われ、しかも発見される確率も高くな
り、その上で明るい場所において早い時期に解決
策を講じることが可能になる、私はそう考えてお
ります。

○鈴木(淑)委員　住専問題発生のプロセスにつ
いては少し意見が違いますが、大蔵省から金融
行政の検査監督を切り離すことによって、少しは

こういう行政の失敗のようなものが発生する可能
性が低くなるだろうという意味では、それはそう
かもしれません、繰り返して申し上げますけれど
も、大蔵省分割、組織いじりというものは言う
までもなく手段であって、目的は金融行政の質的
な改革ですね。

これは、もう総理もそうだと今首を振っておら
れます。皆様に御賛同いただけると思いますが、
一つは、いわゆる護送船団方式で丸抱えで来た金
融行政というものを、金利についても、業態につ
いても、商品開発についても規制緩和を進めてい
く、また、外為法改正で国際化をするというふう
にして、透明な形で、市場にのっとった形の自由
競争を大前提とした、保護するんじゃないかと、自
由競争を大前提とした形に持っていくということ
と、それからもう一つは、総理、業法から市場法
への移行という大きな流れがあるんだと思いま
す。

銀行法、それから証券法、保険業法とか、とに
かく縦割りの業法で今まで金融行政は業界を縛っ
てきたわけです。ところが、どんどん金融革新が
進んでいきます、そして垣根も低くなっています
。早い話が、定期預金あるいは普通預金と、証
券会社が出しているマネー・マーケット・ファン
ド、MMFとどこが違うんだらう。さらには、日
本では許されていないけれども、保険掛金をパッ
クにした総合口座でも出してれば、これは銀行
がやっている総合口座とどこが違うのという話に
なってきます。

それをいつまでも業法で縦に割っているもので
すから、もう民間は困っちゃうわけですね。一々
大蔵省にお伺いを立てて、これはやってようござ
いますか、こういう商品を出してようございま
すか、こういうことをやったら業法に触れて、業
態の垣根を飛び越えたといつて怒られるのでござ
いましょうか、全部お伺いを立てる形になります
。そうではなくて、総理もそれを考えておられる
と思えますけれども、これからの金融行政という
のは、業態を横割りにした市場法、イギリスにあ

る金融サービス法のような、ああいう市場法にし
て、市場法というのは中身は何かといえ、一つ
は、預金を取り扱っている銀行については、これ
は決済システムの一端ですから、ファイアウォー
ルでしっかり囲んで、決済システムの安定を図る
ための預金者保護というのがあります。だけれど
も、あとは全部投資家保護ということで、どの業
態も共通になると思います。

それからさらに、不公正な取引というのは、ど
の業態だって不公正は不公正ですから、これにつ
いても横断的なものになるというふうに思っ
ておられます。そういう方向へ動いていくことを頭
に置いて金融行政の組織改革を考えなきゃいけな
いというふうに私は思っております。

わざわざ日本銀行から本間理事に来ていただい
ておりますが、日本銀行は中央銀行としてもマ
ーケットのど真ん中で仕事をしているわけであ
らう、今私が申しました、業法から市場法へ変わ
っていく、それなしには金融業態の自由化、規制緩
和あるいは商品開発の規制緩和というのは進まな
いし、いつまでもたつても大蔵省にお伺いを立て
なきゃいけない、あるいは金融監督庁にお伺いを
立てなきゃいけないという形で、恣意性の高い行政
が行われる、あるいは場合によっては密室での相
談みたいな話になってしまうというふうに思っ
ます。だから……(橋本内閣総理大臣「密室の
というのとは」)と密室という言葉はお嫌いな
ようですが、大和銀行事件なんか典型的な密室の
話し合いであらうとんでもないことをやらかし
たわけでありまして。

それはともかくとして、本間理事、大きな流れ
として、そしてそんな遠くない将来、市場法で業
態横断的にルールを決めるという時代が世界の流
れであるというふうな考えでいいでしょうか。

○本間参考人　お答えをさせていただきますと思
います。

ただいま御質問をいただきました、これからの
金融の大きな仕事のあり方と、それからそれを受
けとめます法律を中心とします枠組みのあり方

こういうことについて、どういうことを頭に置く
ことがこれからの日本の金融業務というものを考
える上で適当かつ望ましいか、こういうことであ
らうかと思っております。

先生今お話しいただきましたように、これまで
の日本の金融システムは、金融の業務を細かく区
分をいたしまして、それぞれの業務を専門の金融
の業態にゆだねるということ、そうした業態ご
とに規制とか監督とかの枠組みを設けてきたとい
うことに一つの特色があったと思います。

また、その金融業務のそれぞれの担い手と金融
商品とを一体のものとしてこれを扱う、規定をす
る。その上で、担い手に対する規制とか監督とか
というところを通じて、顧客の保護、この場
合、顧客は預金者であり投資家であり契約者であ
るということとございしますが、これを実現しよ
うとしたというところも一つの特色であるとい
うふうに考えております。

これにはこれで、従来の金融システムには、そ
の時代の背景の中で相応の意味を持ってきたとい
うふうな思っております。戦後の復興期あるいは
高度成長期には、資金の重点配分などの面で一定
の役割を果たしてきたと思っておりますが、しかし、時
代が変わりまして、先生おっしゃいますように、
最近の金融技術のいろいろな発展とか利用者の
ニーズが多様化してくるというふうになりました
中で、これまでの枠組みで、必ずしもその金融技
術の取り込みとか効率的なサービスとかというも
のの提供が十分できるかというところが確かにあ
るようになっています。海外でもそういう議論がいろ
いろございます。

そういう中で重要なことは、国民の多様なニ
ーズに十分にこたえていくということとございま
して、金融機関の活発な競争が促されて新しい金融
サービスの開発とか提供が柔軟に行われるよう
な、先生おっしゃる市場づくりというものを進め
ていくということだと思っております。

そのためには、新しい枠組みをいたしまして、
金融サービス業全般に横断的に適用されるような

顧客保護のための取引のルールをつくるということによって、幅広いその参入の条件を整え、そして、それと並行して思い切った規制の緩和・撤廃を図っていくことが、これからの方向性として大切なことではないかというふうに考えております。

○鈴木(淑)委員 ありがとうございます。

総理、大きな方向として、今のように上げおろしまで指図するような業法ではなくて、業態横断的な市場法で市場のルールを決めて、このルールさえ守っていればみんな自由競争よ、活発にやりなさい、そのかわりルール違反があったら承知しないよ、それをチェックするために検査に入りますよ、こういう体制にいくんだというふう

に理解してよろしくうございましょうか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、私は、これから先、金融システム改革というものを進めてまいりましてこれが一応完了した時点、そうしたときを考えてみますと、全く業態にとらわれない自由な市場参入というものの、また、恐らく現時点で想定できないような多種多様なサービスというのが考えられると思います。そうすると、これは確かに、市場に参加する方々に対して共通に適用される横断的なルールが必要だと言われるのは、私は議員の御意見、そのとおりだと思えます。

その上で、これは、従来のように事務的な視点からこれを見ました場合に、私は、議員が言われたような市場法的なものをつくらなければならないことになるであろう、それもそう思います。

問題は、そこまで金融システム改革を進めた場合に、そして、自己責任原則というものが一方で確立をされる、一方で情報の公開と透明性のあるルールというものが確立をするという想定をしました場合に、それぞれの業界の従来までの仕組みも変わるはずであります、その中において、むしろ市場参加者の中における自主的なルールというものは生まれないんだらうか。現在と同じように、市場法といえども、やはり国が示すルールであります。それに頼らなければならない市場にな

るんだらうか。実は私は、そこそこがもう一つ自分で想定し切れておりません。

私が証券・金融不祥事の際に学びましたこと、これは、官の立場でルールをつくり、それを細かく指導すればするほど、一たんそれをすり抜けようとする場合は極めて、円満に通り返けるというのをおかしい、巧妙にそのすき間を縫うことが可能になる、結果としてはそれが非常に大きな事態を発生し得るということでありました。

そして、当時、証券行政に係る通達あるいは覚書というものが相当量ありましたものを、できる限り証券取引所または証券業協会の自主規制のルールに移しかえてもらい、どうしても必要なものを証券業法に取り入れるという対応をしたわけでありましたが、私は、このシステム改革が完了した時点においては、恐らく大半のルールというものが変わらぬと思うのです。

その場合に、法によって、市場法のような形、まさに議員は横断的な法体系を市場法的なという形容を使われたわけでありまして、確かにそういうものが必要になると思うのですが、それが法の仕組みとして担保されなければならないのか、あるいは再編整理が行われました新たな市場においては自主ルールとして育てていくべきものなのか、実は私はまだそこには判断を決めておりません。

○鈴木(淑)委員 総理が将来の金融の姿として今頭に描いておられることをお話したききました。私は、基本的には全くそのとおりだろうと思っておりますので、大変うれしく思いました。

総理、そういう世界では、今総理が、どこまでを民間が決めて、どこまでを官が決めるんだらうかというところをちよっとまだ迷いがあるとおっしゃいましたね。

アメリカでは、御承知のように、グラス・ステイガー法で最初は銀行、証券、厳しく分けられていたわけですね。それから、州際業務禁止といった、州をまたがっちゃいかぬなんというところでもない煩わしいものがあつた。それを民間

は、やはり総理が今おっしゃったように、そういう法律を何とかすり抜けようとして、合法的な脱法行為を、どこか抜け道ないかと思つてやるわけですね、不便でしょうがないですから。

それを官の方が見て、これは大きな時代の流れだ、法律の方が古いいわ、これは規制緩和してやらなきゃいけないと思うとそれを追認するし、このルールホールはふさがなかったら不正正とか、何か差し支えがある、預金者保護、投資家保護上困るというところを禁止する法律を出すということの繰り返しで、アメリカはグラス・ステイガー法が事実上完全にもう形骸化してしまつて、業態規制の緩和、それから州際規制も緩和してしまつたのです。

やはり日本もそうだと思うのです。基本は市場法。さつきから言つていますように、預金者保護と投資家保護、それから不公正な取引だめよということを基本にした市場ルールがある。これを守りながら、自由とよつておいて、何かとんでもないことをやり出したのがいたときに、それを検査で発見したときに、さあ、追認するか、これはいかぬ、ふさごうということを決めていく、そういうことでいくのだらうというふうに思っています。

そういうふうに思いますと、総理、金融行政を企画立案と監督と検査と分けますが、実はそういう世界では、監督というのは限りなく小さくなつていく。やはり企画立案がルールをきちんとつくる。そして、検査がそのルールを守っているかどうかを見る。その結果、今みたいに、ルールホールがここにあいていたよ、どうしようといつたら、これは企画立案が考えるわけですね。だから、恣意性の高い監督という仕事は、金融行政の中で限りなく小さくなつていくんだと思うのです。そうお思いになりませんか。

○橋本内閣総理大臣 これは専門家に答えてもらつた方がいいのかもしれないが、私は、そうしたシステム改革の後の、しかも、法によるものが、業界の中で自己責任原則をベースとしなが

ら、投資家保護、預金者保護ということでの自主的なルールができるのか、それは別として、一つの横のルールができました段階においても、監督という機能は必ずしも議員が想定されるほど低下をするものではないように思います。ただ、これはあくまでも想定でありまして、私も絶対にそうだと切り切る自信があるわけではありません。

ただ、グラス・ステイガー法あるいは州間の移動を禁止したあの何となく法律、ちよつと名前を忘れました。たまたま私は、ウォルト・ディズニの、ディズニ・プロに対しての敵対的買収がかけられました事件を興味を持って調べたことがございます。そうしますと、今議員のお言葉をそのまま使わせていただくならば、ルールホールをいかにぐり抜け、その敵対的買収を成功させるか、逆にそれを防衛するか、いろいろ大変興味深く読みました。

そうした中で、たまたま今私は議員の御質問を伺いながら、それをちよつと振り返つて、何かこれに対するデータはないかと考えておりましたけれども、あれは後に幾つかの修正を関係法令にもたらした先例の一つになつてはいるはずであります。私は、監督の必要性というものが必ずしもそれほど減じたという印象は持ちませんでした。

そして、現時点のアメリカの諸制度の中で運営をされております実態を見ましても、確かに検査というものが非常にウェイトを増すであろうことは、これは想定ができることでありますけれども、監督という機能がそれほど低下するとは実は私は考えておりません。

○鈴木(淑)委員 この点は、総理と私の見解が違ふところだと思ひます。

私は、将来の姿を考えたときは、今はもう逆に、企画と監督と検査と比べたら監督が物すごく大きい。それも恣意的にやる監督なんですね。それで、将来はこの監督が限りなく小さくなつていく。つまり、検査をしたらこういふことがあつたよ、どうしようか、ふさごうか、認めよう

かということ、企画と検査の対話で進んでいくようになっていくというふうに思います。

なぜ私はこれを言っているかといいますと、ちよつとこの問題は一度横に置きますが、恐らく頭のいい総理はもう見当がついておられると思いますが、金融監督庁というのは将来、無用の長物とは言わぬが、あんな省庁を一つつくってしまつて、これは何だ、監督だけなら日本銀行だつてやれるね、監督だけだつたらあんな省庁一つつくることにはなかつたねという世界に二〇〇一年以後なつていく可能性が非常に大きいと思うからです。

もう一つ、ちよつと今の問題を置きまして、二つ非常に大事な視点があるのですが、今の一つの視点、もう一つの視点は、最初に伺つておりましたように、財政政策というものと金融行政というものには、トレードオフの関係といえますか、利益相反といえますか、コンフリクト、矛盾が起きるわけですね。

武蔵長官、やはり中央省庁の再編整理というときに、非常に大事なことは、私は二つではないかと思つてます。一つは、今言つたような無用の長物とは言わぬが、実はほかの省庁にくつつけてしまつた大丈夫なものを残しておかないで、数を減らしていく。ましてや、ここで一つ一つくつてしまふなんという懸念は犯さないというのが一つの原則だと思ふのです。それでも一つは、今の政策の利益相反だと思ふます。

例えば、大蔵省の租税政策、所得再分配を主な目標としてやつてゐる。それから支出政策、公共投資から資源再分配、それ以外の福祉政策ならこれも所得の再分配ですが、この財政政策といつてくつられる租税政策や支出政策の間には、大きな利益相反は言うまでもなくないわけですね。それから一方、金融の検査監督、金融行政というものと物価安定を目指す金融政策というものの間に大きな利益相反はないわけですね。だからこそ、各国の中央銀行はその政策目標に物価の安定と信用秩序の維持というのを掲げている。この信

用秩序の維持というのはまさに検査監督の目的ですから、この二つの間には利益相反はないんだと思ふのです。だから、この二つはくつれるだけですね。その一つを、例えば金融行政を財政政策の中へ入れておくと、さつきから私は五つぐらゐの例を挙げましたが、明らかな利益相反が出てしまふ。

こういう二つの視点からの中央省庁の再編整理、一つは余計なものをつくらない、利益相反がなければ一つにくつる。もう一つは、利益相反があつたら、これは離さなければいけない。こういう観点で中央省庁の整理再編を行つていくということについては、長官は御賛同いただけますでしょうか、いかがでございますか。

○武蔵國務大臣 今、行革会議というのは全く結論というものは、いろいろマスコミは書いておりますけれども、私どもとしてはまだ結論を全く出してないわけでございます。またこの七日から、初めて各省庁からいろいろヒアリングをしながら、そして一つの二十一世紀における国家機能のあり方というのは総理が四つのくくりをしておつしやつておられます。

私も、そういう国家機能のあり方の中で、簡素でできるだけ効率のよい行政機構を、しかも透明性を確保される形の行政機構はどうあるべきなのかということは、実はこれから議論していくわけでございます。余り私がここで個人的な見解を申し上げるということ、かえつて私は、行革会議をこれからしていく上において大変誤解を招く、あるいは行革会議においていろいろフランクにそれぞれの委員の先生方におつしやつていただくのをもし方が一にも阻害するようなことになつてはいけないと思ふますので、きょうの時点で二十一世紀における行政改革の方向というのはどうあるべきなのかと。

ただ、私も、今お話しのように、一般論といつたしましては、相反するようなものが同じ役所の中にあつていいのかどうか、こういうことだけは私は申し上げられると思ふます。

○鈴木(淑)委員 大変慎重でいらつしやうして、お立場上あるいは無理はないかもしれませんが、しかし政策に利益相反があつたら切り離すのだという点は御同意をいただけたと思ふます。その反対に、利益相反がなければくつていって、なるべく省庁の数を減らすのだということも、恐らく御同意いただけるのではないかと思います。この原則と、さつき申し上げた将来を考えると、金融行政の中の恣意的な監督という部分は非常に小さくなつてしまふ。検査と企画が中心になるということ、この二つを合わせますと、私の頭に出てくる答えは、それなら金融監督庁なんというものをつくるな。大きな中央省庁再編、行革の流れの中で、何でそんなものをつくらしてしまふのですか。

そんなことはしないで、検査、それに付随するぐつと小さくなつた監督というのは、日本銀行にやらせたいではないですか。なぜなら、これは利益相反がないから。物価安定というものと信用秩序維持というのは、まさに物価安定のための金融政策のメカニズムというのは、安定した効率のな信用秩序、金融システム、金融・資本市場を通じてこうやって波及していくわけですから、これはまさに補完し合う関係であつて、この両方を中央銀行に持たせたいではないか。そうすれば一つ余計な中央省庁をつくらないで済むということではないかと思ふます。

こういう考え方についてどうお考えでしょうか。どうぞ武蔵長官、今の続きであれでしたら。○武蔵國務大臣 先ほど申し上げておりますように、二十一世紀からのものについては、まだ私がいろいろと申し上げるべき段階ではないわけでございます。ただ、先ほど来お話し申し上げてゐるように、きょうは全く違う財政、金融というお話がございましたが、一般論として、非常に相反するような目的を持った行政というものが一つあることを申し上げたわけでございます。今、今度は検査監督という立場から、日銀と大

蔵省、あるいは今度の金融監督庁という関係でいろいろお話がございました。二十一世紀の問題として、またいろいろ私ども御議論させていただきまふときには、十分そういう御意見を頭の中に入れたら議論をさせていただきたいと思ふます。

○鈴木(淑)委員 総理、今の点について、もしはつきりした御意見をもちであれば、それとも、そんな話は初めて聞いたということであれば結構でございます。

○橋本内閣総理大臣 総務庁長官の答弁に多少補足をさせていただきたいと存じますが、私は、行政機関ではない日銀が行政権限を持つということが日銀の中立性というものにとつていかなる影響を与えるだろうということを大変心配をいたします。

そして、私は、中央銀行としての日銀の独立性というものはできるだけきちんと担保したいと思ふ。そうすると、この金融監督庁の持ちますような検査権能、監督権能というものを日銀が持ちますことは行政の機能の一部を持つということになり、日銀が行政機関の性格を帯びてしまふことは賛成できない。私はそういう感じでの今の御意見を承つておりました。

○鈴木(淑)委員 私ども新進党は、さつき申し上げました主に二つの理由で、金融監督庁というものは、大きな行政改革あるいは中央省庁再編の中で、後になって、しまつたと思ふような、無用の長物とは言いませんが、あんなものつくらなくてよかつたわというものをつくる結果になるのではないかと思ふますので、この金融監督庁の設置法案には反対でございます。そのかわり、検査監督機能は日本銀行の審査と一本化する、ここには利益相反がないから一本化するということで、これは大蔵委員会ですが、日銀法の改正案についての修正案を出させていただきたいと思つています。

今総理がおつしやつた点、日本銀行は行政機関じゃないじゃないか。これは認可法人でございます。その点を私どもはどういうふうにクリアしようとしてゐるかといいますと、日本銀行の政策策

員会を国家行政組織法上の三条機関にしよう、それならば大丈夫だというふうに思っております。政策委員会を独立した行政委員会にする。こうなると、政策委員会と大蔵省は対等の立場で相対します。その意味で金融政策の独立性は強まります。しかし、内閣の中で総理大臣の指揮下に入るじやないかと。それはそうですが、総理大臣は日本銀行の政策委員会に対して、今お出しの日銀法と同じように、政策の指示権は持たない、それから政策委員の首は切れない、この二つの担保が入れば、三条機関にすることに於て日本銀行の、あるいは金融政策の、日本銀行というより金融政策の独立性は強まるので、総理がさつき御懸念されたような問題はクリアできると思っております。総理、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 これは、大要申しわけありませんけれども、私、いよいよ賛成できません。と申しますのは、日銀の現在御審議をいただいております法律 確かに、中立性を高めるために従来持っております政府の権能を弱めております。そして、私はそれが正しい選択であつたと思っております。

しかし、政策委員会が、現在御審議をいただいております日銀法の内容と異なり、全く独立した三条機関という形で日銀の中に位置づけられ、その行政委員会が例えば審査、あるいはこれにあわせて検査監督という権能を有するとなれば、その点は完全な行政機関であり、行政機関としての責任をとる組織になります。これは、御審議をいただいている日銀法において定めております日銀と全く性格を異にするものであります。

そして、そのような、政府が中央銀行のわき腹にくぼみをつくり、そこに手をかけて、日銀の権能の一部を行政と混同して——混同はいけません、ちよつと訂正いたします、あわせて行使をするような仕組みは、私はむしろ非常に有害な結果を生じかねない危険性を持っているものだと思います。

そして、私は、日銀が民間金融機関に対する検査監督という行政権限を行使する姿をとりました場合、政府として、その部分に対して政府の一つの機関としての、独立性を持つておられましようとも政府の行政機関としての対応をしなければならなくなるわけでありまして、これは中央銀行の中立性を侵す可能性の非常に多いもの。残念であります。私はこの点については議員の御意見に承服できません。

○鈴木(憲)委員 もう少し正確に私言わなければいけなかつたと思うのですが、もう一度言います、日本銀行の政策委員会が三条機関になると申し上げておる。政策委員会のもので認可法人として存在している日本銀行は、執行に当たるので、日本銀行全体が三条機関になるなどとは言っておりません。(橋本内閣総理大臣「いや、政策委員会と私は言っています」と呼ぶ) 政策委員会だけです。日本銀行は、そのまま政策委員会の指揮下に入った認可法人になります。

ちよつとエージェンシーに似ていますけれども、こういう構造というのは、例えば、米国のワシントンDCにありますが連邦準備制度理事会は、あれは政府機関です。ですから、グリーンズパンさんもそれ以外のガバナンスも、みんな公務員並みの給料であります。ところが、あそこで決定した政策を執行しているニューヨーク連銀以下十二のローカルフェッドは、あれはみんな全額民間出資の株式会社で格好をとっております。給料も一般の銀行の給料と同じ水準であります。ですから、政策決定のところだけを政府機関にする、そこに独立性を与えるということとは米国の例がある。

そして、そうやって独立しているワシントンの連邦準備制度理事会は、御承知のようにマネーセンターバンクの検査監督の権限を一手に握っております。アメリカは、御承知のようにいろいろなものがあつて、それ以外の銀行についてはさまざまですが、事マネーセンターバンクについては連邦準備制度理事会が検査監督、それから中央銀行としての物価安定、両方の機能を果たしておるの

すね。ですから、新進党が出そうとしている日本銀行法の改正案というものは、別に頭の中でうち上げたものではない。ちゃんとアメリカに例があります。それから、これは形は全然違いますが、中央銀行が検査監督と物価安定と両方やっている例としては、今のアメリカのほか、英蘭銀行があります。英蘭銀行は、シティーの検査監督は一手に引き受けてやっております。もつとも、英蘭銀行は肝心の金融政策のところで大蔵省の指示権がかつてはあつた。

でも、御承知だと思いますが、もしイギリスがマーストリヒト条約に従つて欧州の通貨統合に加わるならば、この政府の指示権を抹消しなければ加われません。政府の指示権のついた中央銀行はヨーロッパ中央銀行システムに入れてやらないというのがマーストリヒト条約であります。ですからイギリスも、政府の指示権は、まだついているのか消したのか、よくわからぬようになってい

ますが、これはもし通貨統合に参加するならば消す。そうしますと、イギリスの中央銀行も物価安定と検査監督の両方を握っている中央銀行ということになります。

ドイツ、フランス、大陸は違つておりまして、大蔵省と中央銀行が両方で委員会みたいなものをつくつて、その委員会が検査監督の実権を握っているわけ。いろいろなタイプがあります。

繰り返して申し上げますけれども、自民党さんも私も新進党も、中央省庁の整理合理化を進める、これが行革の大事な一つの柱だといふふうに考えているわけですね。そういう考えでつくった場合には、私どもは、この金融監督庁なんてつくると後でしまったということになるぞ、それぐらいなら一挙に検査監督を日本銀行に一本化して、そのかわり政策委員会だけを三条機関とするという考えは十分考慮に値すると思つておりますので、あるいは総理はさう初めてそういう考えをお聞きになったかもしれませんので、今後十分にお聞きな、それからもしアメリカもあればお考

えただいて、今の金融監督庁をつくつてしまふということとの比較をしていただきたいというふうに思います。

よろしうございましょうか。何か御意見があればどうぞ。

○橋本内閣総理大臣 確かに、今議員の御提起された問題は初めて私も承り、その上で私なりに感じていることを率直にお答えをさせていただきますこととありますから、十分検討はさせていただきます。

ただ、議員御自身が御説明をいただきましたように、英蘭銀行はまだマーストリヒト条約に入っておりませんので従来の形態を残しておりますこと、同時に、アメリカにおきましても準備制度理事会の持つております権能はマネーバンクにとどまる、その他に及んでいないという部分があることは、我々がこの金融監督庁の構想と違つた部分として改めて確認を申し上げておきたいこと、そのように存じます。

○鈴木(憲)委員 国によつていろいろ事情が違います。アメリカのような広いところでは、私はマネーセンターバンクだけ中央銀行が握つておるといふのは一つの選択だと思つていますが、日本の場合は恐らく銀行、それから地銀、第二地銀、信金ぐらゐまでは少なくとも日本銀行に統一して大丈夫だと思つた。

それから、柳沢委員がさつきおっしゃつたことに、ここでデベイトできないのに批判するのはちよつとフェアでないかもしれないのですが、お許しただけですか。柳沢委員は、これからの検査というの大変だ、人手がかかるぞとおっしゃいました。それは、私は当面の検査はさうだと思つた。不良債権問題を抱えてもう大変であります。

それはそう思いますが、やはり総理の頭の中も三塚蔵相も、二段階論になつてきているのじやないか、私もそうなのですが。今の金融ビッグバンをやつて不良債権処理をしてという、戦争のような、シュトルム・ウント・ドラングのような時期

がこれからまだ続くわけですね。この間は私は検査は大変だろうなと思います。それから、ぶつ倒れる銀行が出てきたときにさあどうするのだという、これも大変だと思えます。これを乗り切るためにどうしようかという問題と、それが一段落した後の、二〇〇一年を目標にしているわけですが、二〇〇一年以降の姿というのはちょっと違っているだろうと思うのです。

二〇〇一年以降というのは、すなわち不良債権処理が終わって、金融ビッグバンも終わって、ようやく日本の金融・資本市場に活性が出てきていうのは、こういう状態を想定しますと、検査事務というのには、先ほど柳沢委員が言われたほどそんな大きなものではないだろうというふうに思います。もちろん、大蔵省の検査要員は行政改革の一環として、そう言つては失礼ですが、そういう方は行政の縮小の一環としてやめるわけですが、その再雇用の形で、恐らく日本銀行は専門的な能力を持つている人はもう喜んで中途採用していくぐらいのことは起きるだろうと思えますけれども、そんなに大変なことだとは思いません。

日本銀行の検査というのには、契約に基づいて取引先の金融機関の資産内容は大丈夫かな、経営は大丈夫かなというのを見る。一方、大蔵省の検査というのは、法令違反をチェックする。これは違うよといいますが、恐らく総理、蔵相御存じだと思えますが、やっていると身は全く同じようなことをやっております。ですから、日本銀行にできないという話ではないと私は思うのです。統一してやることは可能だというふうに思っております。

歴史的に見ましても、実は日本銀行の検査の歴史の方が長いのです。大蔵省が検査をやりに、そして金融行政にこれだけ介入してきたのは、むしろ戦後であります。ですから、私も新進党のこの案は、そういった点から日銀にはできまいということはなからうというふうに思っております。先ほどの二段階論で言いますと、シュトルム・ウント・ドラックと言つたら総理はお笑いになつ

たけれども、まさにこれから数年はそうなのです。ですから本当は、そういうときに無用の長物をつくるような組織いじりをするよりも、大蔵省と日本銀行が全能力を挙げて処理した方がいいのです。それで着地点を決めておく。着地点として、金融監督庁なんかつくらないで、私どもが言っているような形で、省庁をふやさず、しかも大蔵の金融行政に対する批判にこたえる形で日銀法の改正をしていく。

そういう着地点を見詰めての作業は今からやらなければいけません。二段階の最初の方は実は組織いじりなんてやっていると暇がないほど大変ではないかというふうに思っております。蔵相いかがでいらっしゃいますか、これは相当大変な時期があと数年続くのだというふうに思いますが、〇三塚國務大臣 金融監督庁という法律を、ただいまの国際金融を考え、日本の金融システムの安定を考え、そして預金者保護を考え、こういうあらゆる観点を考えながら本法案を提出させていただきます。

ですから、いろいろなことも想定をしながら、なおかつベストな選択として、また組織も三条として、またその責任者は内閣総理大臣として総理府にこれを置く、独立した機関として検査監督を行う。検査がないところに監督はございせん。検査がないところに透明性もございせん。そういうことの中で強力なものをつくり上げていかなければならぬ。御説のように日銀に検査をゆだねたらどうだ、監督もゆだねたらどうだといますけれども、やはり行政機関でなければならぬ。よし、法に基づいてこれを執行するというところでございせん。

さらに、物価安定を基本とする日銀、これに對しまして別途民間金融機関の検査監督という強力な権能を持つということでありまして、まさに日銀が利益相反に陥って大変なことである、こう思っています。法治国家の基本からいまして、行政の負う責任は峻厳厳正でなければなりません。そして、その大前提は透明性でなければならぬわけ

でございまして、首相及び総務庁長官が答えられたとおりでございせん。

第二段階、第三段階、ビッグバンが成立した後存在しないのではないかとありますが、ビッグバンという垣根のないグローバルスタンダードに進む、まさにニューヨーク市場と同じ状況になる東京市場でございまして、それだけに、預金者保護、金融システムという観点からいいますと、検査監督機能は独立して行うことが我が国の金融政策の信頼を高める基本的な路線ではないでしょうか。

〇鈴木(淑)委員 今の蔵相のお言葉の中で私は承服できないことが、大事なことが一つあります。それは、日本銀行に検査監督を渡したときに、日本銀行の中で利益相反のことが起きて日本銀行の独立性が侵されやせぬかとおっしゃった点であります。

さつきも申し上げましたように、どの国も、先進国もあるいは途上国を指導するとき、中央銀行の政策目標は二つ、物価の安定と信用秩序維持です。信用秩序維持のための検査監督を中央銀行はやっております。そこに利益相反はありません、コンフリクトはありません。むしろ、物価安定の政策効果をきちんと浸透させるためにも、金融システムあるいは金融・資本市場の健全な発展また安定というものが必要なのであります。もう一つ、柳沢委員が先ほど言われたことで、私は違ふと思つておることを申し上げておきたいと思ひます。

中央銀行あるいは日本銀行は資産価格というものを政策の対象にしないといふことききおっしゃいましたね。これは全くの事実誤認であります。まず一般論として、金利といふのは何ですか。あれは資産価格です。手形や債券の価格の逆数です。金利といふのは資産の価格です。為替相場といふのは何ですか。これは資産の価格です。それぞれの通貨といふ資産の価格です。だから、地価とか株価とか為替相場とか金利とかいふのは、みんな資産の価格。

ノーベル賞をもらったジェームス・トビンという大経済学者がいます。あの人の資産の一般均衡論的アプローチというのは、まさにこれです。中央銀行が、ハイパワードマネー、ベースマネー、中央銀行だけが出す現金プラス中央銀行預け金、ここを調節することによって、金利が動くだけではない、すべての資産価格が変動する。資産価格の変動こそが金融政策の効果波及経路である。金融政策の最終目標はむしろ物価安定ですけれども、波及過程ではあらゆる資産価格が動くんだ。これはノーベル賞をもらったジェームス・トビンの資産の一般均衡理論でありまして、経済学者の間ではこれは常識というが、当然前提になっているのです。だから、中央銀行が資産の価格を見ないとか対象にしないとかいふたら、これは間違いです。

それから、もう一つ事実を言っておきますが、三重野前総裁は一九九二年十月の講演におきまして、これはバブルの発生と崩壊を十分反省した上かなと思ひますが、中央銀行にとって資産価格というのはますます重要な、目配りしなければいけない対象である。これは最終的な政策目標であるとは決して言っていない、そんなことを言っている人はいません。地価や株価が最終的な政策目標だなんて言つたら笑われます。金利が最終的な政策目標だなんて言つたら笑われる。これはあくまでもインタメディエート・ターゲットとかオペレーティング・ターゲットというように、効果波及経路の途中にあるターゲットなんです。最終は物価です。

ですから、柳沢委員がどんな本を読んだか存じ上げませんが、もしかするとそれは最終目標ではないと書いてあったのじゃないですか。最終目標ではないのです。だけれども、中央銀行は中間目標としては十分注意している。そのことは、日本銀行の場合も三重野総裁が九二年十月の講演ではっきり言っておりますし、その後も日本銀行の論文には頻りに出てくることであります。ですから、資産価格の関係については、本来中央銀行あ

総理と私が明らかに食い違っているところは、私は、政策委員会を三条機関にして、その監督下に認可法人としての日本銀行の現業というか実際に動く部門を置くということで問題はなかならうと

また、一九八〇年代後半のバブルはどうか。ブラザ合意というのがありましたね、一九八五年九月。その合意の後、八六年に入って円高不況の聲が高まる中で、日銀はその年の一月、三月、四月と立て続けに公定歩合を引き下げました。利下げはさらに十一月、翌年八七年二月と続き、当時としては史上最低の二・五％という超低金利を記録したわけです。財政政策が発動されましたのは、既に景気が底入れをしていたとき、八六年十一月にもう底入れしたのですが、その後回復に向かい始めていた八七年五月のことでした。一九八七年

○三塚国務大臣 この問題は長くて新しい論議でございいます。その都度、財政当局、大蔵大臣が申し上げてきておりますことは、分離をすることによって生ずる問題、すなわち経済の円滑かつ効率的運営に支障を来さないか、この点が一つあります。それと、G7等の国際会議の場において、我が国の国益確保という観点からマイナスにならないか。そして同時に、中央省庁の再編について、総合的な政策展開の観点から分野を大きくくりす

○池田(元)委員　監督と企画立案をそうはつきり明確に分離できますか。

随分、この一年間といえますか、大蔵省の思惑があつて、どこにミシン目を入れるか、検査と監督の間を分ける、監督と企画立案の間を分ける、いろいろな思惑によって左右された部分もあります。私は、そう明確には分離できないとは思いますが、もちろん、それぞれ、フアイアウォールとい

いますか、一つの中で分けるのは必要です。私は、むしろ検査、監督、企画立案という三部門、その金融の部門と財政の間にこそ緊張関係が必要であると思います。

まず、企画立案を大蔵省に残した理由についてお尋ねをしたいと思います。

○武蔵府委員 まず、企画立案と検査監督をはっきり分けることができるかというお尋ねがございましたけれども、これは、法律上、監督は各条文に基づいて行うことになり、それで、それぞれの法律の中にはっきりと定められているわけがございます。

したがって、まず監督と企画立案を分けることはできるということを前提にお話を申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、検査監督という執行面の機能、それから企画立案という政策面の機能を異なる組織がお互い分担することによって、先ほどから議論されております金融行政に対するさまざまな批判におこたえすることができ、すなわち、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政の実現に資するだろう、こういう考え方に基づくものと理解しております。

○池田(元)委員 大蔵省に残した理由を聞いています。大蔵省が去年の十一月半ばに出した反論文書というのがあります。ちよつと有名ですね、これは、「企画・立案、検査及び監督各機能間の緊密な連携が必要。(縦割り行政、二重行政の排除)」と書いてあります。「緊密な連携が必要」と書いてあるんですよ。

それから、武蔵さん今出てこられましたけど、報道によりますと、十一月の二十日過ぎ、企画立案と監督は川の流れるように一連のものだと述べています。このときはちよつと思惑があったと思いますが、多少は私もそれを差し引いて申し上げたいと思います。

また、与党合意がほぼ決着した去年の十二月二十三日、これは余り言いたくないんですが、大蔵

省の首脳は、いつそのこと企画立案機能も移管して金融庁にしてみたらどうかというふうなふうに漏らしたというふうな記事も出ておりました。

橋本総理大臣、企画立案が監督などと一緒でないと監督が働かないという理屈もある、僕もそう思うんですよ。そういうことを十二月二十日に申し上げたという話も聞いております。(橋本内閣総理大臣「だが」と呼ぶ)総理大臣。何か記者団に十分間ぐらい総理の方から積極的な話をされて、企画立案が監督などと一緒でないと監督が働かないという理屈もあると述べたと言われているから、御本人の言うことが正しいとは思っています。

私は、これを大蔵省に残した理由というのがよくわからないんですが、その辺、どうぞ。

○三塚国務大臣 段々のお話でありますけれども、基本は与党三党金融改革提言、ここに原点があるわけでありまして。その原点のスタート台は、まさに住専を中心とする金融問題に対する反省の中から、預金者保護、金融システムの安定ということに尽きようかと思っております。

ここにそのときの最終的な、「改革について」とあるわけですが、その中で大所高所から勘案した結果、銀行局及び証券局は廃止し金融局として統合する、その前段に金融監督庁があります。政党政治でございまして、与党が一年近い期間にわたり精査をし立案をいたしましたのは受けとめてまいり、こういうことであります。

○池田(元)委員 経過を理由にしておっしゃることとは、それはそれなりにあるでしょうが、私は、この機能を考えて、企画立案を大蔵省に残した理由がいまだ不明確ですね。なぜ金融機能の一部である企画立案を残すのか。企画立案は、実際は金融機関の経営把握など日常の監督業務と密接に結びついているわけですね。検査監督で集まる情報を企画立案に生かすことは必要なんです。分けた場合には二元的な行政になる。効率的な運営、そし

て専門性を高めるためにも、企画立案は新しい機関に移すべきだと私は思います。

では次に、今回、新監督庁の法案と関係整備法、よく読んで、全部読んだわけではないのですが、検討してみましたら、いろいろ大蔵省の関与のケースが多い。それをちよつと取り上げてみたいと思います。

まず、資料要求権です。金融監督庁に対する大蔵省の関与はどうなっているかですが、大蔵大臣は、制度の企画立案をする必要としたときは、銀行、保険会社、証券会社などに対して資料の提出その他の協力を求めることができるというふうになっております。大蔵大臣はそればかりではなくというか、その前に金融監督庁の長官に対して必要な資料の提出を求めることができるというふうになっております。大蔵大臣はそればかりではなくというか、その前に金融監督庁の長官に対して必要な資料の提出を求めることができるというふうになっております。大蔵大臣はそればかりではなくというか、その前に金融監督庁の長官に対して必要な資料の提出を求めることができるというふうになっております。

すね、二十近くあります。長官は、銀行等の業務停止、免許の取り消しなどを行うことが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときはあらかじめ大蔵大臣と協議する。預金保険法の六十七条の二にも、金融機関の破綻の際に預金保険機構の資金援助で機構の財務状況が著しく悪化するおそれがある場合、同様に長官は大蔵大臣との事前協議義務がある。また、日銀法の三十八条では、大蔵大臣は長官との協議に基づいて、日銀に対して金融機関への資金の貸し付け、つまり日銀特融などを要請することができる。ここで言う、信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがある、あるいは別のところでは、重大な支障を生じるおそれがある場合は、何でしようか。

○武蔵府委員 信用秩序の維持という中にはいろいろなものがございますけれども、金融の世界では、一つの金融機関の破綻が一定の地域あるいは日本全体の信用不安になる可能性がある、おそれがあるわけがございます。そういう場合には、監督庁の長官が持つております監督権のみで十分に対応できるかどうかという問題がございます。企画立案権が大蔵大臣にありまして、監督庁長官がみずから必要と判断した場合に限り、大蔵大臣に、信用秩序維持のために企画立案権能を使つていただけないか、あるいはこういうことができないかという協議をするというものでございまして、これはあくまでも長官の判断に基づくものでございまして。

○池田(元)委員 現在金融破綻が続いているわけですね。個別の破綻処理は金融監督庁が担当するということに法案の説明などではしているはずですが、この信用秩序に重大な影響を与えない破綻処理は余りないわけでしょう。実質的に大蔵大臣主導で破綻処理をすると言っているのと私は思います。

次に、法案を調べると、金融監督庁に監督権は移るはずだと思つたのですが、違つたんですね。大蔵省設置法では、証券業協会、証券投資信託協

会、証券投資顧問業協会などと、さらに証券取引所、金融先物取引所の五分類については大蔵省の監督権限が残っております。これはどうしてですか。

○武蔵政府委員 監督庁は民間金融機関の検査監督を行う、大蔵大臣がその金融制度の企画立案を行うということになりまして、さまざまなものを制度の企画立案に該当するの監督に当たるのかというふうに分けて考える必要があるわけでございます。

御指摘の証券取引所、証券業協会等につきましては、証券法に基づきまして市場の自主ルールの設定等企画立案に関する部分がございます。そういう意味でこれを共管にしたということでございます。

○池田(元)委員 業界の自主規制機関なので、そこではルールがあるわけですよ。そこでやらせればいいわけでしょう。そんな過剰な介入をする必要はありません。この業界の団体も、例えば全国投資顧問業協会連合会、こういった未成立なところまで共同で監督するというふうになっているわけですね。それからまたさらに、業界団体でも、より小さなといいますが、範囲の狭いといいますが、そこは大蔵省は監督しないことになっています。しかし、証券業協会とか証券取引所の監督権は手放さない、こういうふうになっております。

また、預金保険機構についても、業務を三分類して監督庁と大蔵省が分担するということになっておりますが、これは少なくとも大蔵省と監督庁の共管とすべきであると私は思います。

大蔵省には監督権限が残るわけですよ。ところが、監督庁には「金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと」という個別の権限があるだけです。これは著しくバランスを欠くと私は思いますが、いかがでしょうか。

○武蔵政府委員 預金保険制度と申しますのは、御承知のとおり、信用秩序維持のための基本的な枠組みでございます。したがって、個別の金融機関の検査監督というものと性格が相当異なるものでございます。ただ、預金保険機構の中にも、個別の監督に関連するもの、すなわち特別資金援助の必要性の認定といったようなことは監督庁長官が行う、適格性の認定は監督庁長官が行う。ただし特別の資金援助、これは先ほど特別というのの申し上げましたが、先ほどの一般的な適格性の認定、今これから申し上げるのは、特別の資金援助、すなわちペイオフコストを超えるような場合は、これはまさに臨時的に行われます企画立案権能と関連したものでございますから、これは共同して行う。

いろいろほかにもございますけれども、このように一つ一つを見て、企画立案に属するものか監督に属するものかというものを割り振っておるというところでございます。

○池田(元)委員 一つ一つを見まして私は言っているわけですよ。三分類して、監督庁の権限に属すること、大蔵省の権限に属すること、共管に属すること、三つあるわけですよ。そうであれば、どうしてイーブンじゃないのですか。監督庁が当然共管すべきであると私は思います。全く論理的にも僕は破綻していると思います。どうしてそんなことになるか私は理解できません。

時間がありませんで、次に、共同省令の問題に進めたいと思います。

企画立案と監督業務というのは実際は分けにくいのですよ、言葉で我々は言っておりますが。準備室はその切り分けに大変苦労したと苦労話も聞いております。私は、監督に関する省令は当然監督庁、つまり総理府令として定めるのが筋だと思っております。それがすべて大蔵省との共同の省令になっているのです。

こういった法令の話をするとちよっとわかりにくいと思うのですが、ちよっと調べてみますと、支店、営業所などの設置、変更、廃止についての認可も共同省令で定めるところにより判断するということになっています。支店の配置、変更、これも一々大蔵省の関与を許すわけですよ。どうで

すか、これ。また、休日、営業時間についても監督庁だけの権限じゃないのですよ。総理府令だけでなく大蔵省令で定める、共同省令で定めるとどうですか、これ。

またさらに、これは当然検査監督業務の範囲内だと思ふのですが、業務報告書、中間業務報告書の記載事項や提出の期日まで大蔵省との共同省令で定める。法案作成作業には政治家が関与していいのです。幾ら何でもこれはやり過ぎではないか、いかがでしょうか。

○農中政府委員 お答え申し上げます。共同省令に関するお尋ねでございますが、省令事項につきましては、制度の企画立案の一環としての側面と監督の実施上の要領を規定するといった側面の双方があるということから、総理府令、大蔵省令の共同省令とすることにいたしましたものでございます。

○池田(元)委員 全くわからないですね。これはもう本当に、政治家の皆さんにこの部分は特にしっかりと考えていただきたいと思っております。それから、裁量行政の不透明さを排して、客観的な自己資本比率の基準に基づいて銀行への改善命令などを発動する早期正措置、これは新しく導入するわけですね。これは監督庁の行政の基本任務になるはずですよ。ところが、この自己資本比率の基準も大蔵大臣と一緒に定める、大蔵大臣と並列的に定めるということになっております。

本当に、ちよっとと詳細に検討しますと、大蔵省の関与が浮き彫りになってきます。先ほどから言っておりますように、大蔵省に一部監督権限が残ったこと、また民間金融機関に金融監督庁長官を差し置いて直接資料要求をできること、さらには支店や営業時間、業務報告書の記載事項、提出期日まで大蔵省がくちばしを挟めることになってくるわけですよ。これでは二元行政になるおそれがある。企画立案といふものを、先ほどから議論していることをそんなに明確に分けることはできないのです。それを盾に、口実に拡大解釈もされてくるのではないかと思ふのですが、大蔵省の権限

を手放そうとしない、手放そうとしなかったということがはっきり言えるのではないかと思ふます。

昨年暮れに与党三党合意をまとめた皆さんにこの部分は特に聞いてみたい。どうですか、支店や営業時間まで大蔵省の関与ができるというこの部分について、これは二元行政になるのじゃないですか。梶山官房長官にお尋ねしたいと思ふます。

○農中政府委員 省令につきましては、確かに委員御指摘のとおり、企画立案の一環としての側面が強いものと、監督の実務上の要領を定める面が強いものがあるかと存じております。

しかしながら、例えば銀行法の場合、銀行の業務範囲を定める省令というものがございまして、これは銀行の付随業務として取得、譲渡するCDとかCP等の金銭債権の範囲を定めるものでございまして、これはどちらかといえば企画立案的側面が強いものでございまして、一方、許認可の申請手続とか報告の様式等を規定する省令がございまして、これは御指摘のとおり監督の実施上の要領を定める側面が強いものでございまして、

それではなぜ共同省令にしたかということでございますが、先ほど申し上げましたように、企画立案の要素が強い省令でございまして、監督の対象を定めるという面では監督の実施的な側面もございまして、また、許認可の手続を定めるもの、報告の様式を定めるものにつきましても、銀行法全体の趣旨に適しているかどうかという面とか、一種の許認可の基準的な面もございまして、そういう面から、共通の、共同の要素があるということで共同省令ということにしたものでございまして、

○池田(元)委員 本当に過剰な関与の余地を残していると思ふます。

企画立案といひましても、金融制度の調査、企画立案、それから規則制定権、大まかに分けるとそんなふうに分かれます。規則制定権は、外国ではいわゆる制度の企画と分けて監督機関が持っている場合もあるわけですよ。特に、今度の支店の配

置とか営業時間を決めるとか、休日とか、そんなことは監督庁の仕事です。ましてレポートの紙の様式まで大蔵省が関与する余地はないと私は思います。

次に、大蔵省の関与としては五番目ですが、地方の検査体制。三党合意では、地方の検査監督は既存の支分部局体制を活用する。法案では、金融監督庁は地方の金融機関の監督にかかわる事務を財務局が財務支局に委任する、委任事務については長官は財務局長、支局長を指揮監督するということになっております。しかし、数からいうとこちらの方が多いいですね。任命権者は大蔵大臣です。これで金融監督庁の独立性が保てると思います。お尋ねしたいと思えます。

○農中政府委員 委員御指摘のとおり、確かに財務局長、財務局職員の任命権者は大蔵大臣でございしますが、金融機関の検査監督という事務につきましては、金融監督庁長官から財務局長に委任し、その委任された範囲内では金融監督庁長官が直接に財務局長、支局長を指揮監督するというところでございますので、その面では大蔵省から独立した仕事をやっておるといってございします。

○池田(元)委員 以上、大蔵省の関与についてちょっと橋本総理大臣にお伺いしたいと思えます。

結局、与党合意があつて、立法作業は役所にゆだねたわけですね。その結果、法案としては大蔵省の関与がかなり前面に出てきた。まず民間金融機関に対する資料要求権、さらに大蔵大臣との協議、大蔵省には監督権限を一部残す、四番目は共同省令で、はしの上げ下げ、細かいことまで大蔵省がくちばしを入れるようになった、さらに地方の検査体制も、財務局や支局が独立させないで行う。

こういったことになる、あのときのそもそもの出発点、大蔵省改革、できるだけそこは截然と分ける、しかも政治主導でやる、この辺りかがでしようか。感想をお聞きたいと思えます。

○橋本内閣総理大臣 今議員が御指摘を続けられ

ました事項の中で、共同省令の中について私は十分熟知をしておりますので、この点は後で私自身が調べてみたいと思えます。

ただ、その上で、最後に問題として指摘をされました財務局の組織を使うという点、これは私は、確かに日本でもこういう例はございませんけれども、これから先我々が考えていく行政改革の中に、当然ながら考えられていくべき一つの姿だと思っております。

例えば、先日ブレア内閣が組閣をされ、大蔵大臣とともに閣内相としての大蔵大臣がございしました。この場合、行政機構としての大蔵省は一つでありましたが、その二人目の閣内相という大蔵大臣、これは予算編成のみをほとんど主管し、その部分は二重構造で、二人の大蔵大臣が一つの事務当局を指揮いたします。あるいは、よく例に挙げられますニュージーランドの場合、外務貿易省、外務大臣と貿易を主管する関係が複数で一つの事務組織を指揮しております。

私は、これから先考えていくべき一つの我が国の行政のあり方としても、こうしたものは考えていく余地のある手法ではないかと考えておりました。そして、その意味において、私はこのやり方をここで試してみたい、そして複数の指揮に依り得るかどうかを証明してみたい、そのような思いを持っております。

○池田(元)委員 私も省庁の中にもおりましたけれども、一般的な事務では、それは総理のおっしゃることは一つの試みだと思えますけれども、事は金融検査ですからね、ちょっと違うと私は思ふのです。

ちょっと時間もありませんので、話を進めたいと思えます。保利政務次官、御苦労さまです。今回の大蔵改革、金融行政の改革問題は、何といたってもおとし末の住専の処理がきつかけだつたと思ふのです。不透明な金融行政が浮き彫りになりました。九〇年の銀行局長通達、それから九三年二月の大蔵と農水の両局長の覚書、密室の協

議で処理が先送りになり、ついに一般会計から六千八百五十億円を投入することになった。

ここで、住専に五兆五千億円も貸し込んだ農協系の金融機関のあり方をちょっと問題にしてみましたと思えます。農協系金融機関のディスクロージャーというのは余り十分ではないと専ら言われおりますが、その検査機関は、農林中金は大蔵省、信連は農林省の地方農政局だと思えます。これは新しい体制でも変わらないと思えます。それを前提にお話をしたいと思ふのですが、住専に三兆四千億円以上も貸し込んだ都道府県の信連に対する検査というのは厳密、適正に行われているのでしょうか。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

信連の検査でございしますけれども、御承知のとおり、農協系……(池田(元)委員「簡潔に」と呼ぶ)はい。信用事業を含めて全般的な総合事業を行っておりますので、その一環として信用事業についても検査を行っております。信連につきましては、従来、先生御指摘のとおり、地方農政局におきまして約二年に一度検査を行っておりますが、最近の金融情勢の変化にかんがみまして、平成八年度からは毎年検査を行うということで検査の充実を図っているところでございします。

○池田(元)委員 読売新聞が去年の二月、四十七信連の幹部や融資担当者に調査をした結果がありまして、八〇年末に大蔵と農水の担当局長の通達というものがあつたわけですね。これは住専を金融機関と認めて融資の道を開いた、同時に、住専に融資する資金の使途は住宅や住宅用土地の取得目的に限るという、そういう通達でした。ところが、実際は四十七信連のうち四十五信連がこの使途を確認してなかったわけですね。

また、信連には大体二年に一度のペースで、今後はもっとおとしやるのですが、農政局の立入調査が行われておりますが、信連の担当者の多くは、検査は保管中の借入証書が有効かどうかなどを調べるだけで、通達に関する質問はなかった、四十七のうち三十九信連が住専への融資の使途を

確認する農政局、農林省の指導を受けたことはなかったと答えているわけですね。これで農林省地方農政局の検査は厳正に行われていると言えらるのでしょうか。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

通達に関しては具体的な設問ということを確認できておりませんが、少なくとも私どもの信連に対する検査におきましては、具体的な貯金の適正な受け入れと処理、貸し付けの適正な審査あるいはその実行、さらには有価証券等の余裕金の運用、自己資本等財務基盤の充実、そういった点につきまして逐一確認をいたしまして、抽出作業による検査もございしますけれども、そういった点で確認を行ひまして、具体的な改善点を指摘するというところでございします。

○池田(元)委員 去年の十二月、与党三党の幹事長、政策責任者がヒアリングを行った際、農水省は、今後は大蔵が検査監督を行つても構わないと言つたというふうに出ておりますが、この真実を簡単に答えてください。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

先生先ほど御指摘のとおり、従来、大蔵省とも協議の上、農林中金につきましては大蔵省、信連につきましては農林水産省が検査を行うというところで実態として行つてまいりました。今後の検査の具体的なあり方につきましては、金融監督庁が発足した後には具体的なやり方について御相談し、緊密な連携のもとに実施することになると思ひます。

○池田(元)委員 私は、構わないと言つた方が正しいと思ふのですが、農水省地方農政局が信連などを検査する理由というのは何でしょうか。端的にお答えいただきたいと思います。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

農協系の事業は、信用事業のほかに、農産物の販売、あるいは生産資材の購買、営農指導、あるいは組合員の福利厚生、そういったことを総合的にに行つてい事業体でございまして、そういう意味では、信用事業がその総合的な事業の中の重

要な基幹的な柱であるということで、系統全般について、信用事業も含んで検査を行うというのが私の考え方でございます。

○池田(元)委員　そういう立派な目的があることは私も認めます。それは、そういう目的の検査をやればいいのです。それから、中央会の検査というのがあるわけですね。必ずしも検査は一つの機関がやらなくても、性格の違う検査はあつていいわけですね。金融検査はちよつと性格が違うのです。金融システムの安定化を図るためには、金融というのは相互の信用状況が連鎖的に動くというか、そういう仕組みです。どうしても金融機関相互の融資状況などを全体的に、一元的に把握する必要があります。ですから、別に農水省がそういう目的で検査、監査をすることはいいと思います。しかし、金融検査はやはり全体に関連する話ですから、一元的に把握する必要がありますということを強調したいと思ひます。

なぜそれほどまでに金融検査にこだわるのか、私はわからない。住専の反省もないのでないでしょう。せつかくですから、保利政務次官、お願いいたします。

○保利政府委員　確かに検査監督は大変難しい問題であります。こちらでも住専の問題をめぐつていろいろ論議が行われましたときに、随分とこの問題は考えさせられました。

しかし、この検査のあり方については、今局長から御答弁申し上げましたとおり、農政上の各種の要請がある、その中の一つとして組合員の利益擁護というのがありますから、それは金融とも密接に絡んでくる。しかし、金融監督庁は金融の専門家としてやはり見ていただく方が将来のためにいいのではない。当面の農政上の要請とそれから金融検査上の要請と両方合わせて、当面は共管という三党の取り決めもございまして、このようになつたものと心得ております。

○池田(元)委員　当面はという答弁は了といたします。先ほど言ったように、金融というのはそういう

独自のシステムがありますから、相互連関的ですから、一元的に把握する必要があります。私は、業務の専門性、効率性、そして何より、今もおっしゃいましたが、農業者などの預金者保護のために、労金やノンバンク、リース会社、これは労働省、通産省所管ですが、それらを含めて果の範囲を超えるものは新機関で一元的に検査する必要がありますと思ひます。

橋本総理大臣も去年十一月二十六日、マニラでの内政懇談会で、検査の一元化を示唆されたといひておりますが、お考えをお伺いしたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣　今回、既にお読みをいたしておりますが、先ほど内容になつておるわけでありますが、先ほど他の議員にお答えを申し上げましたように、この金融監督庁は、従来と異なりまして、まさに金融の検査監督を専管する組織であります。そして、従来大蔵省が報告をそれぞれの省庁を経由して受理しておつたのとは違ひ、全体を把握する上でその報告が不十分であれば、当然ながら調査をさらに行うといったことで状況を変えていく、私はそう信じているということを先ほど申し上げました。

○池田(元)委員　最後に、一点だけ申し上げたいと思ひます。

私は、今度の大蔵改革については、財政機能と金融機能の分離が最も重要であると思ひます。担当部門としては、財政は大蔵省、金融行政は新しい機関、通貨管理は日銀という責任体制をとるのがいいのではないかと私は思つております。それから、金融の検査の一元化は、今申し上げたとおり、当然これは必要です。

しかし、橋本行革の第一弾とされております大蔵省改革で、財政と金融の分離が達成されてない、不徹底であると言わざるを得ません。また、住専処理の反省がどこへやら、信連を含めて検査体制を一元化できない、現状のまま、これは大変おかしいですね。行革の第一弾と言ふにしては、中身はどうなのかと私は思ひます。

私は、二十一世紀を目前にした今、霞が関の再生に向けて、またバブルの轍を踏まないように財政と金融の分離を完全に行う、そして検査を一元化するという対策を私たち民主党は今考えております。

橋本総理大臣、こういった私たちの考えに真剣に対応して、この今提案された法案を前進させるためのものとして、ぜひ御理解、賛同をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣　政府は政府として、この時点における最善の案と信ずるものを国会に提出し、御審議をいただいております。これは建前と本音とが、ある意味では、ないまぜになつていゝと言へるのかもしれない。

しかし、同時に、私は先ほど議員が提起をされまして、省令、省令というところで御議論をいたさされましたけれども、実は省令というのは法律が通つてからつくるわけでありまして、事務当局の諸君がそうしたことを考へておられるのだから、よく御注意をいただいた。本当の省令をつくる時点で、御指摘をいただきましたうちの幾つかは我々としても不本意なものがあつたので、そうした御意見をいただけたことは非常に幸ひだと思つております。ありがとうございます。

○池田(元)委員　どうもありがとうございます。

○綿貫委員長　次に、松本善明君。

○松本(善)委員　金融監督庁の案件は、そうなつておりますが、きょうは行革特としては今国会初めて審議で、いわば総論中の総論というふうな程度にとどめるのかと思ひますが、日米首脳会談の直後でもあります。またこれは政治の根本にもかかわり、行政改革の基本方向にもかかわつてきます。この問題から伺いたいと思ひます。

今回の日米首脳会談について、アメリカの日本問題専門家として著名なチャーマーズ・ジョンソン氏が、まるで自分の功績を報告に来た植民地の領主と宗主国の主君ですというようにこれを評しました。少なくとも、沖縄問題を初め、日本の国民

の声をクリントン大統領に堂々と伝えるというふうなものでなかつたことは、報道から見れば、どこから見てもはつきりしているのではないと思ひます。

そうした評価との関係で見逃すことのできないあなたのアメリカでの発言がありますので、質問をしたいと思ひます。

総理は、四月二十五日、ナショナルプレスクラブで演説をして、ガイドライン見直しに言及し、日米安保共同宣言を

具体化するものとして、例えば不測の事態が生じた、或いは生じ得る場合に、具体的に日米間でいかなる対処が必要かを記述する「日米防衛協力のための指針」を現在米国と協力しつつ、今秋を目処に見直す作業を進めていゝと述べられました。

不測の事態に備へる日米の必要な対処が、ガイドラインの見直しについての総理の認識なのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣　今こそまづせつかく御引用いただきましたならば、そのすぐ後に、この見直しについては、国内的にも、また国際的にも高い透明性をもつて議論していきたいと思ひます。

と続いていることを私は確認をさせていただきたいと思ひます。

○松本(善)委員　それは私も承知をしております。

しかし、基本的な認識が、これから議論は透明性を持つてやつていく、それはそれで結構です。それはそうですが、問題は、ナショナルプレスクラブで、ガイドラインの見直しの前提条件を不測の事態が発生あるいは発生するかもしれない場合と述べたのかということなんです。

日本政府は日本国内では、問題となる日本周辺地域において発生し得る事態という場合であつても日本の平和と安全に重要な影響を与える場合と、前提を置いて説明してきたものであります。しかし、総理のナショナルプレスクラブでの演説は、日本の平和と安全に重要な影響を与える場合

という前提すら取り払った説明になっている。

これでは、演説を聞いた二百人の聴衆は、見直されるガイドラインは、日本の平和と安全への影響と関係なく米軍の戦争に自衛隊が協力することを規定するものだと思われ、と言わざるを得ないと思います。推敲に推敲を重ねたはずの演説で、なぜ最も問題となる部分を不測の事態という一般的な想定でガイドラインを説明したのか、そこがわからないのです。

その点を総理にはつきりお答えをいただきたい。こういうことであります。

○橋本内閣総理大臣 どう申し上げるべきなのか、あなたのおっしゃるうとするのがよくわからない部分があるんですが、私の申しましたことを、それではその少し前から続けてみましょう。

このような日米関係の基礎が、日米安保体制です。これは、冷戦期を通じて地域の安定と繁栄を支えてきました。冷戦後も朝鮮半島をはじめとする多くの不安定要素がある中で、その価値と役割は減ずるところか、むしろ高まっていると考えます。日米安保の歴史を振り返ってみると、四十六年前、吉田茂総理が自由主義陣営との単独講和の道を選ぶことによってその礎を築き、

御党はそのころ反対でおられたことを記憶をいたしております。

二十五年前、佐藤栄作総理が沖縄返還を実現しその体制を盤石にしました。そして昨年四月、私は、クリントン大統領との間で「日米安保共同宣言」を発表し、その意義を再確認するとともに、

今委員が引用されたところが続きます。

そして、私が次に申し上げることは、

ここで、沖縄の問題に触れなければなりません。沖縄は先の大戦で激しい陸戦の恐怖を経験しました。そして、十万人近くの住民の方々が犠牲となりました。その沖縄は、本土復帰が大幅に遅れ、また、日本国土面積全体のわずかに六・六％しかないところに在日米軍施設・区域

の約七十五％が集中しており、住民の生活環境や意識に少なからぬ影響を及ぼしてきました。それ故、沖縄県民の精神的、物理的負担を

と、全体はこういう流れで流れておりますもの、一句だけを取り上げて御議論をいたさんと議員のような疑念も生ずるものかと今改めて感じております。

そして、申し添えるべきは、国内において正確な認識を踏まえて議論をしていただくことがこの指針の見直しについて必要であり、また、国民の御理解を得ながら政府間の作業を進めていくことが極めて重要であると考えておりますし、こうした観点から、今月中旬以降のしかるべき時点に、そのときまでの進捗状況及び検討内容を公表したいと考えておりますし、これも申し添えておることであります。

○松本(善)委員 総理、流れということで、私の問いにお答えになっていないんですよ。私が問題にしておりますのは、米軍に自衛隊が協力をするということについて、やはり国内では憲法との関係がありますから、いろいろな前提条件をつけて話しておられるんですよ。ところがアメリカでは前提条件をつけずに話す、これは一体どういうことを意味しているのかということを知りたいわけですよ。

アメリカは、自衛隊の米軍協力に当たって、日本の平和と安全に影響を与える場合など、前提条件はつけられたいかと思えます。世論調査でもいろいろそういうのが出ています。私は、総理の発言は結果的にこのアメリカの本音に沿ったものになったんじゃないか。

私が聞きたいのは、ナショナルプレスクラブでこう言ったのなら、クリントン大統領に対して同じ発言をしていたのかどうか。また、ナショナルプレスクラブは、これまでも日本政府の方針や政策をアメリカ国民に説明する重要な舞台とされてきたんですね。そこで不測の事態が発生した場合に對する対応なんだというふうに言えば、それが日本政府の方針だというふうにアメリカの多

くの人たちに受け取られる、当然だと思うんですね。これでもいいのかどうかということも総理に伺っているんですよ。

○橋本内閣総理大臣 大変恐縮ですが、現行憲法の枠内ということでは、今までも私は繰り返して国会でも申し上げてまいりました。当然ながら、アメリカ側はその前提を承知した上で、アメリカ側としての協議事項を申し入れております。そして、その中身を五月の中旬以降公表すると言っておりますその中に、あなたの御疑念を持たれるようなものはありません。

○松本(善)委員 憲法上の問題があることは、国内ではいつも言われています。それは当然のことです。ところが、やはりアメリカへ行きますと、わかっているからというところで言わないということではないのだから。総理は、偶発的事件が発生するかもしれない場合まで含めた。これはやはり訂正、何か善処をする、日本政府としてはする必要があるんじゃないだろうか。私は率直に、このままだとアメリカに誤解を与えるのではないかと、いうことを心配いたしますので、それで伺いました。

○橋本内閣総理大臣 議員の御忠告は、議員御自身がそのように誤解をされるのであれば、アメリカ人もそのように誤解をされるのであろうと存じます。しかし、五月中旬にガイドラインの見直し作業の中間公表をいたしました場合に、その御疑念は解けると存じます。

○松本(善)委員 やはり行政改革そのものについても、アメリカのいろいろな要望が関係してくる。それを総理の姿勢との関係で伺ったわけであり、私は、これはこれで終わります。……(橋本内閣総理大臣「いや、どうぞお続けください」と呼ぶ)きょうはほかの問題もありますから。

結局、指針見直しの名のもとに、日本が攻撃されていない場合でもアメリカと日本が共同して軍事行動をとるという総理の本音が出たのではないだろうか。私は、これは憲法と違うんだというこ

とを指摘しておきますし、また、これと同じようにアメリカの経済要求に依拠していれば、日本の財政破綻も再建の方向に持っていくことができない、行革も日本にとって必要な方向がゆがむということを指摘をした上で、金融不祥事についてお聞きをしようと思えます。

最近の金融不祥事は、もうとどまることを知らないと言つても決して言い過ぎではないと思います。二信組事件に始まり、住専、大和銀行、野村証券、日債銀、日産生命、一体大蔵省は何をやっていたんだ、事態を隠すことだけやっていたのではないかとはいくなくらいであります。

このわずかの連休中の間にも、野村証券と同じような問題が、大和、山一、日興も同じように総会屋グループの親族企業に一任勘定で利益を供与していた疑いがあるとか、第一勧銀が無価値の担保で三十億をこの総会屋企業に融資をしていて回収不能のおそれがあるとか、北海道東北開発公庫の貸付残高の二五％に当たる二千三百億が不良債権化しているとか、新聞を読むのが本当に嫌になるくらいにこの金融不祥事が相次いでいるわけです。学者の中では、理論的には金融恐慌だというふうに言ってもいいという人まであるという状況であります。

総理に絶望的に伺いたないのでありますが、この金融監督庁ができればこういう不祥事はなくなるのですか。総理の認識としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○橋本内閣総理大臣 私は、金融監督庁をつくったから悪いことをする人間がゼロになるとは思いません。しかし、今のようには発見がすぐれた、あるいは隠ぺい工作がされるのを気づかずいたりということとは、少なくとも相当程度防げるだけの働きをしてくれることを信じております。

○松本(善)委員 総理の御答弁でも、これですっかり大丈夫だということではなく、相当程度と言われるのは、やはりこれだけでは十分ではないというこの裏返しに御発言ではないかというふうに私は受け取れました。

少なくも、我が党が本会議で指摘をいたしましたように、公取型の三条委員会にするとか、監督庁の監督業務についての大蔵省の関与の問題とか、それから人事交流を遮断する問題とか、やはり監督をするならばもっと徹底した監督をするという問題があるはずで、私は、きょうは総論の程度の時間しかありませんので、さらに詰めてお聞きしようと思いませんが、その点を指摘をした上で、ちよつと具体的な問題に入りたいと思います。

一番新しい日産生命についてでありますけれども、同社の債務超過は、総資産約二兆円の割に匹敵する二千億円に上ると言われております。これは一九九五年九月の大蔵省の立入調査で明らかになっていたはずであります。米本社長の言うことによりまして、四年ぐらい前からそういう状態だったということでありまして、経営者、これを放置してきた大蔵省のモラルの荒廃は信じがたいほどであります。金融機関の公共性の認識など、つめの先ほども持ち合わせていないのではないかと思われるほどであります。

大蔵大臣、大蔵省はなぜこれを放置してくるという事になったのでしょうか。

○三塚國務大臣 詳しくは部長から答弁させますが、放置したわけではございません。

バブル崩壊後、特に各金融機関についてチェックをし報告を求め、また検査をし、体制をとってきておる中でございましたが、さらに、日産生命も自力回復を目指して努力をしてきたことも事実でございます。このようなことでございますから御理解をください。必要があれば政府委員が申し上げます。

○松本(善)委員 放置していたわけではないと言ふのならば、知っていたのかということになるのですよ。知っていて、どうしてやらなかったのかということになります。

二十五日の午後の記者会見では、米本社長は債務超過をなぜ隠したかという問いに答えられませんでした。リアルにこれが報道されております。

資産上の欠陥がある事実をオフバランスとしてほとんど公表しないで、契約者にも配当を出し続けた、この法律上の責任は一体どうなるのか。大蔵省は放置していたわけではないと言ふなら、知っていたのか、知っていたらなぜそれを何らかの処置をとらなかつたのか。それらの点について大蔵大臣がやはりお答えになるべきだと思います。お聞きします。答えられなければやむを得ませんけれども。

○福田(誠)政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたが、私どもは、平成七年九月の検査等による実態把握を通じて、含み益の減少など資産内容が急激に悪化したことを確認いたしました。当局といたしましては、その検査以前の平成七年五月には、新規契約費の削減とか、安定的収益の確保等を柱とした収支改善計画を当社に作成させ、実施させていたところでございます。さらに、検査結果を踏まえまして一層強く財務の改善を指導したところでございます。

その結果、平成七年度の決算では単年度収支において黒字を計上するなど、経営改善の効果も認められたところでございます。また、八年度からは一層のリストラによる事業費の圧縮、グループ企業支援による基金の増強、営業力の強化等を柱とする経営改善計画を策定させまして、その実行を求めたわけでございますが、この八年度末におきまして、市場金利の低下とさらなる株価の低下等の影響を吸収できずに、事業の継続が困難な状況に立ち至つたものでございます。

平成七年九月の時点におきましては残存する含み資産もあり、さらに経営改善計画も策定されておりましたので、経営努力による再建は可能と考えておつたものでございます。

○松本(善)委員 まだ詰めなければならぬ点がありますが、大蔵大臣は、これは最初で最後の生保破綻だということを言つたということが報道されております。この発言は、体力の弱っている生保はほかにもあり、破綻は一社で終わるとは考えにくいという専

門家の厳しい批判も受けております。

含み損益公表対象外の外国有価証券の昨年三月末の保有額が、大手中堅の生保十七社で七兆千七百六十二億円、この大半に含み損があると見られるというのが業界筋の見方でありまして、さらに、国内も含めた含み損益公表対象外有価証券の保有額は、約十六兆四千六百十四億円に上ると言われております。

大蔵大臣が最初で最後の生保破綻だと言つたのは、何か根拠があるのですか。

○三塚國務大臣 報告はそういうことであります。

それで、ただいま保険部長言われましたとおり、日産生命にいたしましても、直前の検査においてそういうことであつたわけでありまして、今後、残りの生保は既にリストラを進行しております。不良資産の償却に最大の努力をいたしておる、そういう視点の基本的報告を受けて、そう申し上げます。

○松本(善)委員 総理は戻つてこれがないのですか。——ちよつとお待ちをしておりました。

実は今、大蔵大臣とやりとりをしておつたのですが、要するに、日産生命の事態が非常にひどい事態だということと、大蔵大臣が最初で最後の生保破綻だと言つたけれども根拠があるのかということをお聞きしたら、それは、その報告がそうだったということであります。

私は、そこで総理にお聞きしたいのですが、まだ細かく詰める点がありますけれども、こういう事態から保険契約者だとか一般国民を守るには、こうしたことをやった者に対する厳しい法律上の責任を問うことが必要だと思ふますし、また徹底した情報公開が必要だと思ふますけれども、総理大臣はその点はどうにお考えになつていらつしやるのでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 細かい点、事務方から補足をさせますけれども、日産生命に對しましては、大蔵省として従来から収支改善計画の策定を行わせるなど、できるだけだけの指導を行つてきたと聞い

ております。また、日産生命においても自主再建の努力を懸命に続けてきたが、八年度の株式投資の失敗もあり、先日、事業継続を断念したと聞いております。

業務及び財産の状況に関するディスクロージャーについては、従前よりその充実に努めてきたところでありまして、さらにその充実に努力させたいと思ひます。

(委員長退席、野呂田委員長代理着席)

○松本(善)委員 総理、私のお聞きしたのは、こういうことをやった者に対して厳しい法律上の責任を問ふことが必要ではないか、それから、情報公開が必要と思うが、それについてはどうお考えになるかということをお聞きしたのであります。

それとあわせて私は、同じ関係がありますので、事務当局が答えるということも否定はしません。総理に何つておきたいのは、それと同じような性質の問題が、野村証券の総会屋への利益提供事件で、VIP口座に中央省庁の現職官僚とOBが二百人以上含まれていたということが大きく報道をされております。当時の同社役員は、官僚に損はさせられない、転換社債などで優先的に割り当てたと言つておられるわけですね。

こういうことも含めて、さっきの日産生命の問題も含めまして、真相を徹底的に明らかにすること、これが金融破綻を防ぐ上でもやはり必要なじゃないか。これは細かい問題ではない、内閣としての姿勢の問題です。だから総理大臣に何つておられるわけですが、総理にその点で重ねてお聞きしたいのです。

○橋本内閣総理大臣 まず、そのVIP口座というものが報道されておりますことは承知しておりますが、関係当局においてはこれを真摯に受けとめて適切に対応するものと思ひます。こうした事態が起りましたことは非常に残念な、遺憾なことでありまして、

具体的な法令違反につきましては、独立して職権を行使する証券取引等監視委員会において厳正

に対処されるものと考えておりますし、大蔵大臣は、監視委員会からの勧告を待ち、厳正な処分を行うものと考えております。

なお、事務当局から正確な事実の補足をしてもいいと思います。

○福田(誠)政府委員 先ほどの責任論でございすが、日産生命の経営陣におきましては、経営責任をとりまして職を辞されるものと聞いております。

それから、ディスクロージャーの問題でございすが、御指摘のとおり、保険会社のディスクロージャーにつきましては大変重要でございまして、他の金融業等の業態とのバランスにも考慮しつつ、自主的に充実に向けているところでございします。

例えば、不良債権のディスクロージャーに関しては、個別会社の事実でございまして、大蔵省として公表あるいは開示を義務づけることは適当でなく、各社が自発的、積極的に開示していく性格のものと考えております。これは、他業態にあっても同様の取り扱いでございします。

いづれにしても、保険会社のディスクロージャーを充実させることは、保険会社経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規制を促すものでございします。契約者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要であると考えております。大蔵省としても、引き続きディスクロージャーの充実に向けて努力してまいりたいと思っております。

○松本(善)委員 この問題で、野村証券の酒巻前社長は、総会屋への利益提供は個人ぐるみだと本院大蔵委員会参考人質疑で述べました。会社ぐるみの判断を固めて、関係者を告発するというふう

になつてきたということでありすが、酒巻氏はそうすると国会でうそをついたということになります。私は、酒巻英雄前野村証券社長を本委員会で証人喚問することを求めたいと思ひますので、理事会で相談をしていただきたいと思います。

○野呂田委員長代理 時間が終了しましたが、今の件につきましては、後日理事会でお諮りしたいと思ひます。

答弁必要ですか。

○松本(善)委員 それなら答弁してもらってもいいです。どうぞ。

○若林政府委員 先ほど御質問ございました野村のVIP口座に関する報道についてでございします。

いろいろな報道がなされておるわけでございしますけれども、委員会といたしましては、強制調査により押収した物件について分析、検討をいたしておりますが、事実解明に今努めておるところでございします。そういった中で証券法に触れるような行為があるということになれば、適切に対応することになるわけでございします。

VIP口座ということについてでございしますけれども、こういう名前や呼ぶかどうかということとは別にいたしまして、証券会社におきましては、顧客の口座につきましては、顧客の年齢とか職業とか取引状況とか、こういったものにつきまして、接客等に注意を要するというようなことでいろいろ分類と管理をしておるやに聞いております。

いづれにいたしましても、委員会としては、どういう分類がなされておるかという問題ではなく、個々の取引の中に違法なものがあれば、そういう問題について仮に違法なものがあれば、法の定めに従って適正に対処する、そういうことでございします。

○松本(善)委員 終わります。

○野呂田委員長代理 畠山健治郎君。

○畠山委員 総理は、昨年の十一月に、フリー、

フェア、グローバルを原則とした日本版のビッグバン構想を示されました。

そこで、まずお伺いいたしますが、この日本版ビッグバンというときの日本版とは一体何でしょう。その範囲等について具体的に構想があればお示しいただきたいというふうに思ひます。

○橋本内閣総理大臣 私自身、日本版ビッグバンという言葉を使ったことがありません。本日の御審議の中でも、金融システム改革と言ひ続けております。

私自身がこの金融システム改革を大蔵大臣に指示いたしました中は、銀行から保険業まで含めました金融システム全体をカバーしたものと指示をいたしました。

私が知る限りにおきまして、英国のビッグバンと言われまします。これはロンドン証券取引所の閉鎖的、競争的慣行というものが独占禁止法違反として提訴をされましたことを直接のきっかけに、株式売買委託手数料の自由化などを内容として、一九八六年に実施をされました証券取引所を中心とする改革のことだと理解をいたしております。その意味では、より金融システム全般を対象とするという点で、より包括的なものと申し上げればよいのかもしれない。

○畠山委員 規制緩和を含む経済社会の広範な領域の改革を含む構想、そうとでも受け取った方がよいのではないだろうかというふうに思ひますが、そうであるとするならば、ビッグバンが国民生活に及ぼす影響も極めて大きいものがあると考ええます。

しかし、この間の政府の対応について、二つの点で十分見逃せないものがあるかと思ひます。その一つは、租税問題かと思ひます。ビッグバンに対する今後の租税制度についてどのように構想を立てていらっしゃるのか、この点について総理並びに大蔵大臣の見解をお承りいたします。

○橋本内閣総理大臣 これを指示いたしましたとき、私から申しました中身としては、こうした抜本的な金融市場改革にあわせて、金融関係税制に

ついて、公平、中立、簡素という基本理念及び課税の適正化の観点を踏まえ、税制全体の中で所要の検討を行うという形で指示をいたしました。

例えば、国境を越える資金移動の自由化に伴ひまして、実効性のある資料情報制度の整備が当然のことながら必要になると思ひます。金融・証券税制そのものは、今申し上げましたような基本原則を踏まえて、総合的な検討を進めていくべきものでありますけれども、そのためにこうした資料情報制度の整備を必要とする、これを早急に検討してもらひ、所要の立法措置の準備を進めさせたい、そのように考えております。

また、例えば有価証券取引税のあり方につきましては、全体の進展状況などを考えながら、証券税制全体の中で本年末までに検討し、平成十年度税制改正において適切に対応したいと考えております。

○薄井政府委員 実務的なところについてだけ補足をさせていただきます。

今総理から御答弁申し上げたとおり、二面、問題に直面しているかと思ひます。

一つは、金融システムが変わるということで、それに適した金融・証券税制にしなければいけないという点、それから、今までは外為法だとかあるいは業法によつて、こういうことはできないというものが決まっていたわけですが、それが自由になるようになる。その中で適正、公平に課税しなければいけないということで、今までにないことをまたやっていただかなければいけない。総理が申し上げましたように、例えば資料情報について報告をいただくという新しいことをお願いしなければいけない。こういう二面的な対応を時期を失することなくしてまいりたいと思ひます。

○畠山委員 財政構造改革会議では、国民の租税負担率を今後五〇%程度におさめたいというふうな方向になっておるようでございますが、現行の負担率を考えますと相当な引き上げとなるわけでありまして、租税負担率はもちろんのこと、負担

の公平さもますます重要な課題となるはずであります。

市場原理に基づくフリーな競争が進められるならば、その結果として生ずるキャピタルゲインなどの所得を公正に把握するためには、納番制による総合課税制度の導入が不可欠となるかと思いますが、この点についての大蔵大臣の見解をお承りいたします。

○三塚國務大臣 納番制度につきましては、それぞれ検討をされ、勉強をされておることは知っております。

利子や株式等の譲渡益に対しまして、現在の所得把握体制のもとにおける実質的な公平性の実現、経済活動等に対する中立性、制度の簡素性の観点から、総合的に勘案をして課税方式をたたいまはとっておるところであります。

御指摘のような納番制度は、総合課税化を目指すものとの意見が基本にありますことは承知をいたしております。その基本的な仕組み等に対して、国民の理解を求める努力を続けなければなりません。国民の受けとめ方を十分に把握をしながら、ブライバシー等の問題の検討とあわせまして、国際化、情報化の動きを踏まえながら、幅広い視点からの議論を進めていかなければならぬと思っております。

○山崎委員 この納番問題の議論はかなり古くからやっておりますわけですが、なかなか政策日程には入ってこないこれまでの経過がございます。今度の財政構造改革会議、この辺、その政策日程で埋まってしまうような見通しも立てていいのでしょうか。どう理解したらいいでしょう。

○三塚國務大臣 たいだいまフリーマーケットの段階にございます。と申しますのは、全体会議のもとにつくられました企画委員会でございます。これから議論を盛んにするという意味の検討が進められると私は理解をいたしております。

○山崎委員 ビッグバンにかかわるもう一つの問題は、勤労者の雇用の問題についてでございます。

す。少なくとも労働市場からすれば、はじかれる部分とそれから新規産業に吸収される部分とは必ずしもイコールフッティングとはならないと思えます。また仮にそうだったとしても、タイムラグが生ずるはずであります。

具体的見通しと雇用対策について、総理並びに労働省の見解をお尋ねいたします。

○橋本内閣総理大臣 今回の金融システム改革が、先ほど申し上げましたように、英国のケースとは相当異なっておりますだけに、その英国の例を必ずしも参考にしたい部分があることは申し上げたとおりであります。私自身は、こうした改革というのは、我が国の金融システム全体が活性化していく、当然ながら我が国経済に好ましい影響を与えていくというものであると考えております。

そして、イギリスの場合の数字を調べさせていただきますと、間違いなしに金融関連部門そのものの自体で相当な雇用者数の増を見せております。例えば、一九八〇年の段階で金融部門における関連部門の雇用者数は十六万六千九百人にございまして、これが九〇年になりましたと二十六万九千九百人、こうした伸びを示しているという事例はございます。ただ、この場合に、その金融システム改革に関連する部門だけにとらえるべきなのか、それによって活性化される経済全体が受けとめるその雇用増で見なければいけないのか、私は、これは本当は広く見る方が正しいと思います。

その上で、確かに、議員がちょっと触れられましたように、この実施のプロセスにおいて、雇用面への影響、マイナスの影響というものが当然考えられるべきこととすし、それに対しての対応は考えていかなければなりません。そうした中で一番考えなければならぬのは、その雇用問題というものが失業という形をできる限り経由せず円滑に行われる、そうしたことが必要になろうと存じます。

今後ともに、この金融システム改革の雇用への影響というものはそうした視点から注視してまいります。

りますし、新たな雇用創出の支援、同時に、失業なき労働移動というものの対する支援など、積極的な雇用対策を推進していくことによつて議員の提起された問題にはこたえてまいりたい、そのように思っています。

○征矢政府委員 基本的に、たいだいま総理からお答えがあったとおりでございます。

私もたいだいま申し上げては、できるだけタイムラグが少ないような方策が望ましいわけでございますが、現実になかなか厳しい事態も個別具体的にみるだけ失業が出ないような形で雇用対策について、関係省庁あるいは関係団体、地方公共団体とも御相談しながら対処するということとあわせ、やむを得ざる失業、これが顕在化する場合には、雇用保険制度を活用して生活の安定を図るとともに、できるだけ本人の職業相談に応じながら、職業紹介に総力を挙げて努めるというようなことを基本にした対策をとってまいりたいというふうに思っています。

○山崎委員 最後に、今回のG7につきましても、蔵相会議の共同声明についてお尋ねいたします。

円安防止で先進国は合意したとしておりますが、残念ながら、市場は逆に円安の方向に振れておるわけでありまして、この点についての大蔵大臣の所見をまずお伺いしたいと思っております。

それから第二点は、資産運用の失敗が、先ほども議論になりました今回の日産生命の債務超過の原因とされておりますが、株価の低迷はきょう、きのうの問題ではございません。この点では、大蔵省は根本的にアカウンタビリティを欠いていると言わざるを得ないのではないか。この点についての大蔵大臣の見解をお承りしたいと思っております。

○三塚國務大臣 G7の会議の結果が円安に振れておるのではないかとということでございしますが、先ほどの報告によりますと、円高に振れてまいってきております。

G7の会議の共同発表、また、個々の大蔵大臣が記者団の質問に答えておるわけでございしますが、報道の側がそれぞれの考え方で報道するものでありますから、正確に浸透するのには若干の時間を必要としたしております。浸透の時間をクリアいたしましたして、ベルリン声明を極めて強めた形の共同声明でございましたから、着実に為替相場は安定の方向に向かうだろうと思っております。また、株価の問題であります。私は、株価は市場に聞くと、記者さんに聞かれましたもそう申し上げてまいりました。ファンダメンタルズがそこに反映するであろうと。昨今の動きが二万円を超えるというところまで参りました。株ですからどうなるかわかりませんが、安定した方向が、市場、歓迎をしておるのかなというコメントだけ申し上げさせていただきます。

（野田委員代理出席、委員長着席）
○山崎委員 時間になりました。終わります。ありがとうございました。

○綿貫委員長 次に、前田武志君。

○前田（武）委員 金融システムの総合的な、全般的な改革、金融・資本市場の改革、いわゆるビッグバンというところでございしますが、外為法の改正、そして今議題にしておる金融監督庁、そしてまた日銀法ということで、いよいよ対策も具体的に立てられて、今、国会で議論に入っておりますのでございします。

実は、先般、日米国会議員のラウンドテーブル、この交流でワシントンに行った機会に、アメリカから見て、米國から見てどういふふうに見えるのか、そんなことも多少勉強をしてみたい。

ちなみにこの日米議員交流というのは、例の貿易摩擦のときを一つのきつしよとして、国会議員同士の交流をやらなきやいかぬということで、八年来続いている、地味ではあります。日米の国会議員レベルにおける理解増進という意味においては、我々大いにそれなりの役割を果たしてきたという自負をしております。

そのときを利用して、たしかあればリーチさんといいましたか、下院の銀行委員長ですね、アメリカも銀行法を今改正しようとしておりますが、この方と、それからニューヨーク・ウォールストリートに行つて、ゴールドマン・サックスの会長、両者にお会いさせていただきました。

そういう機会を通して、米国のそういう関係の方から見ると、日本の市場はどういうことか。要するに、今、金融の総合的な、統合的な市場、あらゆるものを入れて、先ほど総理が御指摘になつていたようなことでございます。証券も保険もあるいは不動産等の証券化を含めて、要するに市場の厚み、そして多様な商品あるいはそのプレーヤーがどんどん登場してくるという、言つてみれば、金融を先端とする市場が非常に大きく進化をし、拡大し、そして情報化していつている。そういう面から見ると、日本はそれにいささかおくれをとっているのではないのかというのが、まさしくそういう問題意識があるからこそこういう金融システム改革になつたわけでありました。

そういう中で、何と申しても、米国等から見えて、ここが日本の場合には片手落ちというか、市場が一つ欠落しているのではないかと云われるのが、よく言われるセキユリタイゼーションといひますか証券化、あらゆるものを証券化して、市場のせて直接投資を呼び込んでくる、そういう面において非常に重要なこととされているという指摘がございました。

そういうことでは、ちょうど時、G7があり、また総理が向こうでクリントンと会談をされた。そして、G7ではたしか内需拡大を確約されたわけでございます。そういう内需拡大、持続的な内需拡大というものがどんどん進むためには、何といつても、当該今の金融システムの改革を進めようとする上で、体力が脆弱になつてきた日本の金融システム、これは不良債権の問題であつて、その辺について私は重点を置いてここでお聞きをしたい、こういうふうに思ふのです。

と申しますのも、私は、実はこの問題についてはずっと今まで国会において議論をさせてきただいておりまして、去年の住専国会においても、ここに議事録があるのですが、二月九日だったですか、この住専問題、不良債権問題というのは土地の問題であり、いかに流動化を図るかという問題であるという認識をしているというふうな総理からお答えをいただいた。私が一番最初にそれを引き出したのじゃないかな、こう思ふわけでございますが、それ以来ずっと議論を重ねておるわけでございます。

そういう面でも申しますと、土地の流動化については、たしか先般、外為法の改正のときに、私がお本会議で太陽党を代表して代表質問させていただいたときに、やはりこの問題について触れさせていただきまして、総理からも、まさしく政府がそれに取り組んでいるところだというお答えをいただいたわけでありました。

そこで、その中の一つの例として、不動産特定共同事業法だったのですが、これ自体も私も細川、羽田内閣のときに多少関連させていただいて、応援をしてきていたわけでございますが、そういうものの一つのケースになると思ひますが、そういう不動産の証券化の手法について、政府の方で今どういふような状況にあり、どういふふうに進めようとしておられるのか、まずお聞きをいたします。

○山口政府委員 不動産関連の証券化問題というのは、御指摘のとおり、不良債権問題の解決のためにも大変重要なことだというふうに考えております。

せんだつて、政府の方でいろいろな対策を講じ、取りまとめをしたわけでございますけれども、具体的に、まず、担保不動産そのものあるいは貸付債権の証券化を図つてみようということではいろいろなトライをしております。

証券化の具体的なスキームといたしまして、大きく言いますと、信託を活用する方法と、特別目的会社、SPCというものをつくつて活用する方法の二通りがございます。

信託を活用する方法につきましては、不動産担保つきの事業ローンの信託受益権を有価証券に指定しまして、その取り扱いを、金融、証券、両業の相乗りで流通に参加させていくということが一つあります。

二つ目に、特別目的会社、SPCを活用する方法につきましては、その法的整備を含めまして、十年度の本格導入に向けて進捗させることとしております。

さらに、それぞれにつきまして、損害保険会社の保障の活用などによりまして、商品の魅力を上させることを提案しているわけでございます。

こうした努力を重ねますと、金融機関の資金調達の多様化や適切なリスク管理、投資家保護が図られていくものと考えており、これは結果として不動産関連の証券化につながっていくと考えております。

○前田(武)委員 専門的にはそういうことであるうかと思ふのですが、そのときに、ゴールドマン・サックスのアトキンソンさんという会長さんですが、要するに、RTCなんかは最終的には全部これは証券化して、実体経済の中で全部処理したということに対して、日本はそれが進んでいないところと大きな問題があるのじゃないか、これは国内でもよく指摘されることであります。

日米の違いもございまして、もちろんそういうこともありますが、まさしく市場というところ

で直接投資等と呼び込んで、一千二百兆円という国民貯蓄というものをどういふふうに変換して入れていくかということが持続的な内需拡大といふことについては一番大きな問題であるがゆゑに、今政府がどうおられるのか、まさしく不良債権そのものについて、しかも担保不動産の不良債権をどうするかということを取り組んでおられるわけですが、むしろもっと大きく、

正常な債権であつたり、担保不動産であつたり、それからまた不動産開発であつたり、そういうものの自体をもっと証券化を進めて、一つの金融・証券市場の中にどんどん取り入れて、そこ

に一千二百兆円というふうに見えるものですか、その辺についての、これはもう去年も総理にお考えを伺つておるのですが、そのときはまだちよつと幅が狭かつたように思ふのですが、総理の基本的なお考えをお聞かせいただけます。

○橋本内閣総理大臣 これは、以前から議員御心のテーマとして何回か御指摘をいただき、また、大変我々にも参考になる意見をこれまでもちょうだいをいたしました。

今、この担保不動産等の流動化総合対策、これは三月三十一日に決めたものでありますけれども、いろいろな角度から、まず第一に、権利関係の整理がある、あるいは虫食いとか不整形状態になつていてその担保土地をどう有効利用するか、あるいは土地の整理事業の弾力的な運用というものの手法と、いろいろな議論をしてまいりました。同時に、もう一つの考え方として、国民生活に密着した公共的な用地需要に活用していくにはどうすればいいのか。

そうした中で、担保不動産の証券化というものを議論してきたわけでありまけれども、そこに至りますにも、今局長から事務的にお答えをいたしました信託活用方式、あるいはSPC方式などの証券化のパッケージを実施していく、同時にその不良資産、特にこれは不良資産の証券化に係る税制についての所要の措置を検討する必要があるだろう。

今そうしたことが問題になり、同時に、担保不動産の情報化の推進というものが大きな課題となりまして、基本的かつ総合的なその不動産のデータベースを確立するといった必要性、そして、当然のことながらこれは民間がどう取り組んでくれるかも大きな課題であります。

こうしたすべてを含みました担保不動産等流動化対策連絡会議、仮の名前ですが、こうしたものを設置することを考えてまいりました。我々としては、まさに不良資産となつた担保不動産のみではなく、むしろ、金融システム改革の考え方に沿ひながら、規制緩和あるいは制度の見直

しを行うなどの必要な施策の推進に努めていきたくて考えているテーマであります。

○前田(武)委員 日が落ちてまいりまして、太陽の時間が大分少なくなつてまいりました。実は、もう少し税制等も開きたかつたのですが、薄井局長に去年も御指摘がありましたのでこれは割愛させていただきます。一つ指摘としては、その場合に、土地の税制というのが余りにもいろいろな税がかかり過ぎていて、もちろん、税の公正さとか公平性というようなことを言われるわけですが、それはむしろ金融商品であつたりそれから証券であつたり、そういうものとの公平性を考えるべきであらう、こういうふうに思うのです。

そういうことも含めまして、最後に総理の御決意を聞きたいわけですが、要するに、この金融監督庁等を通じて、日本の金融市場の透明性、そういったものがどう確保されるのか、それを通じて市場の信頼性というものがどうなるのか、それが日本の経済の成長性にもつながるのだというようない方で、実はゴールドマン・サックスの何人かの方のお話はかなり厳しく、要するに、これだけグローバルな市場なのだから市場が判断するのだよ、信頼性のある市場であればちゃんと市場がこたえるのだ、こういうようない方をされていまして、また、リーチ委員長の方も、金融監督機関というのは、組織論以上に、その金融監督機関がいかに独立性を確保されているのが一番重要か、それを我々は見ているのだというようない方をされていまして、

もうひつくるめて、要するに、先ほど来総理の御決意をお聞きして、そこは十分に総理の熱意は伝わるわけではあります、いろいろなところでそこに対する疑念があるわけでございます。それは、やはり最後はそういう市場で判断されることになるがゆえに、最後に、総理にその辺についての御認識と御決意のほどをお聞きして終わります。

○橋本内閣総理大臣 私は、そのアメリカ側でお会いいただいた皆さんは、大変いい問題点を指摘

されたと思います。そして要するに、新たな施策、それに基づいて生まれる機構、これが信頼を得るか否か、それは市場での信頼性ということに係る、そのとおりだと私も思います。

そして、そういう意味では実は、さまざまな問題点を乗り越えながらここまで進んできているわけでありまして、日米を対比いたしましたとき、ややもするとアメリカ側の判断材料で抜ける部分がございます。それは、リスクマネーの供給というものの対し極めて積極的であり、同時に、業を起こす方々からすれば、一度失敗しても二度目のチャンスが必ず与えられる、そう確信して市場に向かえるアメリカの市場、一たん失敗をいたしました二度目のチャンスがなかなか与えられない、またそのために新たな業が起これにくい、その一番必要なときにリスクマネーを供給する組織が非常に弱体であり、ある意味では政策的な金融の対象としてでもリスクマネーの供給を考えなければならぬ日本と、この市場の性格の差がございます。

その上で、それぞれの国はそれぞれの国の市場に合った設計をいたしておりますから、日本のこの組織というものをアメリカから見たとき、スタート時においてこれが機能するかどうかについて不安を持たれるのはある程度仕方ないかもしれません。

証券等監視委員会をスタートいたしますときにも、アメリカ国内におきましては、おぎなりの組織ではないかといった批判が当時ございました。これを私は今も覚えております。そして、スタートの直前、新たに証券等監視委員会の事務局長になります予定の人間に対し、頼むから最初の一年間で、一つでもいい、きちんとした対応をしてくれ、それによって市場の信頼が決まるのだと言って激励をしたことを今思い出しておりますが、私は、新しい組織というものは、大なり小なり同じような壁を越えていかなければならないものだと思います。

我々は、日本の市場、現時点において適合する

組織形態を御審議をいただいておりますと自負しております。それが信頼性を持ち得るものになるかどうか、新たな組織をいかに活用し、その中から成果を上げていき得るか、またそれにふさわしい人材を起用し得るか、その責任は我々にあるうかと考えております。

○前田(武)委員 終わります。

○橋本内閣総理大臣 次は、土屋品子君。

金融監督庁設置法案は、省庁再編成の先駆けであるとともに、橋本内閣が推進して六つの改革のうちの金融システム改革の柱でございます。特に、二〇〇一年の金融システム改革として、金融市場の活性化、国際競争力の強化、市場のルールにのっとった透明度の高い公正な金融行政を早急に確立していかなければならないということとはよく理解しております。そのために、信用秩序の維持とともに、自己責任原則の確立、ディスクロージャーの拡充、金融、証券、保険にかかわる規制の緩和や撤廃に合わせ検査監督機能を強化する必要があると思ひます。

まず初めに、官房長官にお伺いしたいと思ひます。

金融監督庁の検査部門は、現在の機構と比較した場合に、どのように変わるのでしょうか。また、現在の検査機関の問題点をどのように認識し、その問題点の解決のためにはどのような方策を講じていくつもりか、お伺いしたいと思ひます。

○梶山国務大臣 金融監督庁においては、今まで大蔵省のいわば企画立案の分野と全く分離をいたしまして、検査監督の機能を別な機関に移したわけでありまして、截然と分かれてやりますから、その機能は目立って私は充実をさせられる、こう考えております。

○土屋委員 分離するというところでございますけれども、地方にある金融機関の検査については現在の大蔵省の地方財務局が引き続き担当するということでございますので、財務局の検査部門につ

いては金融監督庁長官の直接の指揮命令に従つて行動するわけですから、組織として人事面は大蔵省に所属するというところで、本法案でうたつて、金融の企画立案部門を担当する大蔵省と検査監督部門の金融監督庁の機能分担が十分に図れるものなのか、大蔵大臣にお伺いしたいと思ひます。

また同時に、官房長官にお伺いしたいと思ひますが、検査機能を強化するためには、金融に通じた人材や高い専門性と責任を持つて職務に当たる人材の育成、採用が必要と思ひます。どのような方法で育成、採用していくのか。独立性を高めるためには、大蔵省を初め他省庁との人事の遮断についてはどのように考えているのか、具体的にお聞かせ願ひしたいと思います。

○三塚国務大臣 本件につきましては、御説のとおりです。専門官の養成が極めて重要でございます。直ちにそのことがこれからスタートを切ることは難しいわけございまして、よつて、地方財務局、検査監督を担当してまいりました専門官がおりまして、行政改革の今日の中において、財務局職員をして暫時金融監督庁長官のもとに帰属をさせながら全力を尽くす。相並行いたしまして専門官の養成、これは金融監督庁の長官の人事であらうと思つておるところであります。

○梶山国務大臣 金融監督庁の人事については、任命権者たる長官の人事権が厳正に確保されることを当然の前提として、長官が判断により業務を的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施していく観点から、適切に人事権を行使し、望ましい人材を確保していくとともに優秀な人材を育成していくことは、委員御指摘のとおりであります。

金融監督庁と大蔵省の間で人事交流を一般的に遮断するかどうかについては、こうした人材の養成等の観点のほか、省庁間の人事交流はいわゆる縦割り行政の是正にも資するといった観点等も十分に踏まえて行われるべきであります。

いずれにしても、金融監督庁の人事については、

金融監督庁長官が厳正に独立の人事権を行使して適切な人事を行っていくことになるかと考えております。

○土屋委員 ありがとうございます。官房長官の今おっしゃったように進めていただくようにお願いしたいと思います。

次に、今回の法案では、農林系金融機関や労働金庫、信販などがそれぞれ金融監督庁と各都道府県の共管となっております。この点は、質問の中にも、皆様からも出ているかと思いますが、改めてもう一回質問させていただきますが、従来は大蔵大臣と各都道府県との共管であったものが、今回は内閣総理大臣と各都道府県との共管になるということでございます。しかし、先般の住専や不良債権の問題では、金融機関への監督が一元的に行われなかったことで、責任の所在が不明確になったり、情報の伝達が不十分になったりするなど、対応のおくれを余儀なくされたのではないかと感じております。また、共管する都道府県の意見が必ずしも一致しなかったことも原因の一つではないかと考えております。

これらを考えた場合に、最終的な責任の所在と監督については金融監督庁に一元化されるべきではないのかと考えますが、いかがでございますでしょうか。また、共管となっている金融監督庁と各都道府県の方針や意見がもし異なった場合はどのように対応されるのか、総理にお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 確かに、住専の問題が議論されましたとき、今議員から御指摘になりましたような疑念が本院においても随分強く打ち出されました。

そして、私は、それはやはり大蔵省が、みずから金融機関の企画立案の機能と検査監督の機能を持ち、そこに時間がある程度集中しながら、他都道府県の所管部分から報告を求め、十分突き合わせの作業をしていなかった、そう言ってしまうては身もふたもありませんけれども、結果的にそういう批判を浴びてもしょうがない事態というものがあ

の問題を起したと思っております。

同時に、そういう事態に気がつきましたときに、みずからやはり金融機関の企画立案の機能を持つて、検査監督と両方を持つていたわけでありますから、その影響をどうすればいいか関係都道府県で相談をしているうちにますます傷口を大きくした、こうした御指摘もあつたと思います。

今回の場合に、実は大蔵省が抱えます金融機関も、他都道府県が主管するそれぞれの金融機関、労働金あるいは系統系金融機関あるいはノンバンクも同じ位置づけ、金融監督庁の立場から見れば同じこととす。そして、問題を検査監督の中から洗い出しました場合に、あるいはそれでは不十分だと思いたしましたとき、一層集中した検査を行うといったことも当然行われるでしょう。そしてその上で、その問題をどう処理すればいいかということに対する立場で議論をしていく。私は、状況は実態として随分違つていくと思っております。

これは、型どおりにお答えをしますと、昨年末の与党合意におきまして「農協系統金融、労働金庫、ノンバンクなどを含めて一元化をはかり、新機関は総理府に設置する。なお、農業行政、労働行政、通産行政等の観点があり、検査・監督は引き続き農林水産省、労働省、通商産業省等との共管とする。」とされておりますということを申し上げるのが一番適切なものかもしれませんけれども、検査監督という業務を、この三条機関であります総理府の外庁としての金融監督庁が一元的に行い、同じ立場でそれぞれの機関に対応するということで、私は実態として大きく変化すると思っております。

○土屋委員 総理の今の答弁を聞きまして、総理が非常に確信を持ってこれを進めていらつしやるということをお聞き取りしたので、どうぞよろしく願ひしたいと思います。

昨年の十二月二十五日に閣議決定されました行政改革プログラムには、内外の経済社会情勢の展開を踏まえまして、新時代に対応できる簡素で効率的な行政の実現を目指すとしておりますが、確

かに、金融の検査監督部門を大蔵省から分離し、総理府の外局の独立機関とすることは大変評価すべきことだと思ひます。しかし一方で、実態は金融監督庁と大蔵省と十分に機能が分担できていないようにも思ひますが、本法案が総理の掲げている行政改革の理念を十分に反映した法案であるということとをぜひ遂行していただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○橋本委員 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時九分散会